

平成27年11月18日判決言渡 名古屋地方裁判所

平成26年（行ウ）第5号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

(省略)

主 文

- 1 岐阜労働基準監督署長が平成23年9月27日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分をいずれも取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求の趣旨

主文に同旨。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、その夫である A（以下「A」という。）の自殺について、株式会社 B（以下「B」という。）における過重な業務に起因するものであると主張して、岐阜労働基準監督署長に対して、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給を請求したところ、平成23年9月27日付けでいずれについても支給しない旨の処分（以下「本件各不支給処分」という。）を受けたことから、本件各不支給処分の取消しを求めた事案である。

### 1 前提事実（争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

#### (1) 当事者等（甲A1, 10, 争いが無い）

ア Aは、昭和51年▲▲月▲日生まれの男性であり、原告（Aの死後、婚姻前の氏である現姓に復した。）は、Aの妻である。Aと原告（昭和55年▲▲月▲▲日生まれ）との間の子として、長男のC（平成16年▲月▲日生まれ）及び二男のD（平成22年1月▲日生まれ）がいる。

イ 株式会社 E（以下「E」という。）は、清掃業務の受託を業とする株式会社である。Eの代表取締役は、F（以下「F」という。）であり、Eの取締役は、G（以下「G」という。）及びH（以下「H」という。）である。

ウ 株式会社 I（以下「I」という。）は、清掃業務受託、清掃用品販売及びEの清掃業務受託のための営業を業とする株式会社である。Iの代表取締役は、Gであり、Iの取締役は、Hである。

エ Bは、外国の清掃関連用品会社から直輸入した清掃用品の卸売を業

として行うことを目的として平成20年2月に設立された、本店所在地を岐阜県羽島郡 a 町とする株式会社である。 Bの代表取締役は、 Gであり、 Bの取締役は、 F及び Hである。

オ E, I及び Bは、業務上、密接な関係を有する関連企業である（以下、 E, I及び Bを併せて「 B関連会社」という。）。

(2) Aの経歴等（争いが無い）

ア Aは、大学時代、 E（当時の名称は有限会社 Jであった。）で正社員として勤務していた友人の K（以下「 K」という。）の紹介で、同社に清掃アルバイトとして勤務するようになり、大学卒業後の平成11年4月に同社に入社し、以後、同社において、スーパーマーケットやドラッグストア等における清掃業務に従事した。

イ Aは、平成19年3月に Eの取締役に就任した。

ウ Aは、平成21年4月、 Bに移籍し、 Kと共に、 Bで清掃用品販売に関する営業業務を担当することとなった。

Aは、 Bに移籍する以前には、物品販売に関する営業業務の経験はなかった。

(3) Aのうつ病の発症及び死亡（争いが無い）

Aは、平成21年8月頃に、うつ病を発症した。

Aは、平成22年3月▲日、自殺した。

(4) 本件訴訟に至る経緯（甲A1, 2）

原告は、 Aの死亡が業務に起因するものであるとして、岐阜労働基準監督署長に対し、平成22年6月18日、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたが、同署長は、平成23年9月27日付けで、 Aの死亡は、業務上の疾病とは認められないとして、本件各不支給処分をした。

原告は、同年11月4日付けで、岐阜労働者災害補償保険審査官に対し、

本件各不支給処分に対する審査請求を申し立てたが、同審査官は、平成24年10月23日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の決定をした。

原告は、同年11月21日付けで、厚生労働省労働保険審査会に対し、再審査請求を申し立てたが、同審査会は、平成25年11月18日付けで、原告の再審査請求を棄却する旨の決定をした。

原告は、平成26年1月23日、本件各不支給処分の取消しを求めて本件訴えを提起した。

#### (5) 精神障害の業務起因性に関する行政通達

厚生労働省（中央省庁等改革基本法等の実施に伴う厚生労働省設置法施行以前においては「労働省」をいう。以下同じ。）は、精神障害の業務起因性に関する判断指針として、精神医学、心理学、法律学の専門家らで構成された「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」が平成11年7月29日に取りまとめた報告書（乙2）を踏まえ、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を策定し、同年9月14日付けで厚生労働省労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（基発第544号。以下「判断指針」という。）を発出し（乙3）、平成21年4月6日付けで、判断指針の心理的負荷評価表等を改正する内容の同省労働基準局長通達（基発第0406001号。以下、同通達と判断指針とを総称して「判断指針等」という。）を発出した（乙5）。

判断指針等の基本的な考え方は、まず、精神障害の発症の有無等を明らかにした上で、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因の各事項について具体的に検討し、それらと当該労働者に発症した精神障害との関連性について総合的に判断する、というものであった。

その後、精神障害の業務上外の判断は、判断指針等に基づき行われてきたところ、審査の迅速化等の要請に対応するため、厚生労働省は、法学及び医学の専門家からなる「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開

催し、迅速かつ公正な労災補償を行うために必要な事項についての検討を求めた。

厚生労働省は、同検討会が平成23年11月8日に取りまとめた「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」(乙6)の内容を踏まえ、「心理的負荷による精神障害の認定基準」(以下「認定基準」という。)を策定し、同年12月26日付けで、厚生労働省労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(基発1226第1号)を発出し、判断指針を廃止した(乙4)。

認定基準においては、業務による心理的負荷の評価方法を明確化するために改めて「業務による心理的負荷評価表」が整備され、「出来事」と「出来事後の状況」とを一括して心理的負荷の判断をすることとされ、その具体例が示されたほか、「出来事の類型」についても見直しが図られた。また、対象疾病の発症に関与する業務による出来事が複数ある場合の心理的負荷の程度は全体的に評価することとされ、その評価方法等のほか、既に発症していた業務外の精神障害が業務による出来事によって悪化した場合の業務起因性の判断手法についても定められた(乙4)。

認定基準の内容は、別紙「心理的負荷による精神障害の認定基準について」のとおりである(乙4)。

#### (6) 国際疾病分類第10改訂版のうつ病の診断基準(乙24)

国際疾病分類第10改訂版(以下「ICD-10」という。)の診断ガイドラインは、「F32うつ病エピソード」の診断基準について、概要次のとおり定めている。

ア うつ病には、現在の症状の数とタイプ及び重症度を含む複合的な臨床判断に基づく3種類(軽症、中等症、重症)のエピソードがあり、その症状として、典型的症状(抑うつ気分、興味と喜びの喪失、活動性の減退による易疲労感の増大)と、7つの付加的症状(自信喪失あるいは自己評価の

低下、自責感と罪業感、自殺の観念や行為、思考力や集中力の低下、焦燥あるいは制止を伴う精神運動性の変化、睡眠障害、食欲の変化)がある。

うつ病の診断には、その重症度にかかわらず、通常、少なくとも2週間の症状の持続が必要である。

イ うつ病エピソードの診断を確定するには、軽症は、典型的症状のうち2項目以上が存在し、付加的症状を加えて合計で4項目以上の症状が存在し、中等症は、典型的症状のうち2項目以上が存在し、付加的症状を加えて合計で6項目以上の症状が存在し、重症は、典型的症状全てが存在し、付加的症状を加えて少なくとも8項目以上の症状が存在しなければならない。

## 2 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、Aがうつ病を発症し、その後、自殺を図り死亡に至ったことに業務起因性があるか否か（Aの精神障害及び死亡の業務起因性）であり、争点に対する当事者の主張は、次のとおりである。

### (1) 業務起因性の判断基準について

(原告の主張)

労災保険法及び労働基準法における労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）が、労働者とその家族の生活の安定を目的としていることに鑑みれば、発症した疾病に業務起因性が認められるためには、当該労働者が担当した業務と発症した疾病との間に合理的関連性が認められれば足りると解すべきである。

仮に、合理的関連性では足りず、業務と疾病との間の相当因果関係が必要と解するとしても、相当因果関係が認められるためには、業務が当該疾病の発症に対し相対的に有力な原因となったことまでは必要なく、当該業務が労働者の有する基礎疾患等と共働原因となって当該疾病を発症したことで足りると考えるべきである。

また、上記のとおり、労災保険制度が、労働者とその家族の生活の安定を

目的としていることに加え、使用者は労働者の労務の提供によって事業を遂行している以上、完全な健康体の者のほか、高齢者や障害者を含む、使用者によって労務の提供が期待されている者全てを対象として危険の有無を考えるべきであることに照らすと、業務上外の判断に際して、当該業務の過重性を判断するにあたっては、被災者である本人を基準とすべきであり、少なくとも、平均的な労働者の中でもっとも脆弱な者を基準に判断すべきである。

なお、精神障害の悪化による業務起因性がある場合を、認定基準の別表1における「特別な出来事」がある場合に限定するという被告の主張は、同じ出来事に遭遇した場合でも、発症時期の判断によって業務上となったり、業務外となったりすることになり、精神障害という疾病の性格上、うつ病の発症時期は必ずしも一義的に明確になるものではないことにも照らすと、恣意的な制度運用を許すことになり、不当である。

(被告の主張)

精神障害の発症が業務上のものであるといえるためには、精神障害の発症と業務との間に相当因果関係があることが必要である。

精神的破綻が生じるかどうかは、環境由来のストレスという外的要因と個体側の反応性、脆弱性という内的要因との関係で決まると考えられている（「ストレス－脆弱性」理論）。したがって、精神障害の成因を考える場合、ストレスと脆弱性の双方を視野に入れて考えなければならない。

精神障害の発症には複数の原因が競合し、その複数の原因が結果発生に対して絡み合っているのが通常であって、発生への影響も強弱様々である。しかしながら、労災保険制度は、業務上の事由と業務以外の事由という複数の原因が競合していても、業務上の事由が寄与した割合に応じた給付をすることを予定せず、業務上であるか否かを画一的に判断する制度である。このように複数の原因が競合している場合に業務と発症との間に相当因果関係があると認められるためには、業務が精神障害を発症させる実質的な「危険性」

を内在させており、かつ、当該精神障害が業務外に存在する危険の現実化ではなく、業務に内在する危険の「現実化」として発症したことが必要と解される。そして、当該業務が危険であるかの判断は、業務の内容・性質に基づいて客観的に判断されるべきであること、労災保険制度が使用者の保険料の拠出に基づいて運営されており、脆弱性の大きな労働者に発生した精神障害まで労災保険制度の対象とすることは、制度趣旨に反することに加え、「ストレス－脆弱性」理論に照らせば、「危険性」の判断は、日常業務を支障なく遂行できる平均的な労働者を基準とすべきである。

そして、その具体的判断においては、最新の専門的知見を踏まえて策定された認定基準に依拠するのがもっとも適当である。

また、精神障害の悪化による業務起因性の判断においては、保有疾患ゆえの脆弱性があることから、業務以外の原因や業務による弱い心理的負荷により発症して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事があることをもって、直ちに、それが当該悪化の原因とまで判断することはできないから、当該悪化に業務起因性はなく、認定基準の別表1における「特別な出来事」に該当する出来事がある場合に限り、業務起因性のある業務上の疾病とすべきである。

(2) Aの精神障害及び死亡の業務起因性について

(原告の主張)

Aが平成21年8月頃にうつ病を発症したことには業務起因性がある。  
また、Aのうつ病は平成22年2月頃に増悪しており、Aのうつ病が増悪して死亡したことには業務起因性がある。

ア Aが平成21年8月頃にうつ病を発症したことの業務起因性について

(ア) 初めて営業業務を行うことによる心理的負荷（支援の有無を含む）

a Aは、Eにおいて、スーパーマーケット等の現場清掃業務に従事していたところ、B移籍に伴い、従前経験したことのない清

掃用品販売の営業業務に従事するようになったことで、業務内容に大きな変化が生じた。

具体的には、現場清掃業務は、あらかじめ定められたシフトに従い、チームで行う作業であって、顧客とのコミュニケーションはそれほど要求されず、服装もポロシャツ等の軽装であったのに対し、清掃用品販売の営業業務は、基本的には1人で行うもので、顧客との円滑なコミュニケーションを図りながら、訪問の約束を取りつけることが必要となり、服装もスーツを着用するものであった。また、Bにおける営業業務においては、営業先への訪問後、パソコンを使用して、予定及び業務結果を記載した業務営業週報（以下「週報」という。）のほか、営業活動のために必要な資料作成を行う必要があったところ、パソコン操作を不得手とするAにとって、かかる作業は大きな負担となっていた。

なお、Aは、Eにおいて、既存取引先から新規取引先の紹介を受け、新たな清掃業務を受注することはあったものの、清掃用品販売の営業業務は、従前取引関係にない企業に対し、一から営業活動を行う必要があるという点で、現場清掃業務の受注活動とは業務内容が全く異なるものである。

- b 次に、Aに対する支援の状況についてみると、Bにおいて、営業活動を行うためには、各商品の性質及び機能のみならず、商品が最終消費者に販売されるまでの一連の過程に何社が関わるかという点を把握した上で、取引先ごとに、異なる価格（卸売価格、販売価格、小売価格等）及び掛け率に基づく見積額を算出する必要があったところ、Aはかかる複雑な価格算出方法に関する理解が不十分であった。加えて、Aは、顧客とのコミュニケーションや、商品販売に至るまでの営業活動の組み立てについても困難を感じていた。

このように、Aは、営業活動に必要な知識に乏しく、試行錯誤の中で未経験の業務を行っていたにもかかわらず、Bからは、必要かつ適切な支援を受けていなかった。

すなわち、B関連会社においては、月1回、関連会社全体での勉強会が開催されていたものの、かかる勉強会は、B設立以前から開催されていたもので、Bにおける新規事業のためのものではなかったことに加え、参加人数も15人から30人と多数であって、その内容も製品の性能等に関するものが中心であったことに照らせば、即座に営業業務に役立つとはいえないものであった。

同様に、Bにおいて週1回開催されていた営業会議も、Gらが、Aに対し、顧客との接触方法、見積書の計算方法の理解が不十分であることを注意、指導する場であり、Aの相談に応え、対処する状況ではなかった。

また、Aは、Hから、同行営業等も含めた指導を受けていたものの、その内容は一般的なものにすぎず、営業活動に関するAの悩みに個別具体的な助言を行うものではなかった上、後記(ウ)のとおり、AがG及びHから日常的に叱責を受けて、悩んでいたことに照らすと、Aは叱責を恐れ、Hに対する相談を差し控えるようになっていたと考えられる。

c また、Aは、平成21年6月頃、関東方面の営業担当となったところ、関東方面にBの取引先はほとんどなく、新規顧客の開拓が必要であったことから、営業活動自体が初めてであるAにとって、関東方面の担当となったことは大きな負担であった。他方、Kは関西方面を担当することとなったところ、関西方面には、既にビルメンテナンス用品販売店等との取引があり、既存の取引先を回ることが可能であったことから、営業活動や顧客対応についてそれほど苦勞を要

しなかったもので、Aの心理的負荷は、Kと比較してもより大きなものであった。

d 前記 a ないし c に照らせば、Aが、平成21年4月以降、B移籍に伴い、清掃用品販売の営業業務に従事するようになったことによるAの心理的負荷は非常に強いものであった。

この点、認定基準の別表1における具体的出来事に照らしても、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」。ただし、本件においては「Ⅲ」に修正されるべき要素がある。）に該当するものである。

なお、被告は、B設立当初、営業先が少なく、Aに時間的余裕があった旨主張するが、Aは、訪問の約束がない空き時間には、付き合いのある問屋に顔を出すよう指示されていたこと、飛び込み営業を行い、新規顧客の開拓を積極的に行っていたこと、Bの営業業務のほか、Iの清掃作業を行っていたことに照らせば、Aに時間的余裕があったとはいえず、この点に関する被告の主張は失当である。

(イ) 業績不振の会社の建て直しという状況下にあったことによる心理的負荷（ノルマの有無を含む）

a Bの設立は、リーマンショックの影響により、コスト削減のため、自社で清掃業務を行う企業が増え、E及びIの清掃業務の受託が減少したことにより、両社の業績が不振となったため、経営の重点を清掃業務から物品販売に移行することを目的とするものであった。

特に、関東方面は市場規模が大きく、Bにおける新規事業が成功するか否かは、関東方面における営業活動の成否にかかっていた。

b Aは、Eにおいてチームのリーダー格として、清掃業務を積

極的に行っていたことから、Gらからその業績を買われ、将来の幹部候補として期待されており、その性格も営業向きであると評価されていた。

AがBに移籍し、関東方面の営業担当となったことは、このような高い期待に基づくものであったことに照らすと、Aの感じた心理的負荷は大きなものであった。

この点、被告は、GらがB設立当初はAの売上げを期待していなかった旨主張するが、前記aのとおり、Bにおける清掃用品販売事業がグループ全体の売上げを牽引することを期待されていたことに照らすと、Aが、売上げについて気にしていなかったとは考え難い。また、Gが、Bにおける取扱商品について需要が見込まれ、勝算は十分あると考えていたことに照らせば、売上げが上がらないのは営業担当者の責任であると評価される状況にあったものといえる。加えて、前記のとおり、Aが、一営業担当者ではなく、将来的にB関連会社を経営していくことが期待されていたことに照らすと、営業の実績が上がらないことはすなわち、将来の経営を担うことも期待できないということになるのであるから、Aは、常に期待に応えられるかどうかを気にかけなければならない立場にあった。

そうすると、Aには、売上げを上げ、実績を残さなければならないという強いプレッシャーがあったものというべきであり、Kは、Aに対する期待がKに対するものよりも大きかったと感じていたことに照らせば、Aの感じていたプレッシャーは、Kと比較してもはるかに強かったといえる。

c 次に、ノルマの点についてみると、Bにおいて、Gは、Aら営業担当社員に対し、卸売価格及び人件費等の経費を考慮すれば自ずと売上目標金額は算出される旨指導しており、実際にA及びK

は売上予算書等を作成していたことに照らすと、月々の売上金額につき、実質的なノルマがあった。

そして、前記bの Aの立場に照らせば、 Aはノルマの達成に強い責任を感じていたものといえ、ノルマ不達成回避のための強い心理的負荷が生じていたものといえる。

d 前記一連の出来事は、認定基準の別表1の具体的出来事に照らしても、「達成困難なノルマが課された」(平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」)、「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」(平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」)。ただし、本件においては「Ⅲ」に修正されるべき要素がある。)に該当するものである。

(ウ) 社長らの叱責による心理的負荷

Aは、 G及び Hから日常的に叱責を受けており、かかる叱責は、不慣れな業務への支援が得られず、売上げが上がらないことについて強い心理的負荷を感じていた Aの心理的負荷を更に高めるものであった。

この点、認定基準の別表1の具体的出来事に照らしても、「上司とのトラブルがあった」(平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するものである。

(エ) 小括

以上のとおり、 Aは、平成21年8月頃にうつ病を発症する以前、業務による非常に強い心理的負荷を受けていたところ、かかる一連の出来事は関連して生じたものであり、一つ一つの事情も心理的負荷の程度の高い、深刻な事情であるといえる。

そうすると、認定基準に従って判断しても、 Aのうつ病の発症前に生じた出来事を総合考慮すると、その心理的負荷の強度は「Ⅲ」と評価されるから、 Aのうつ病の発症は業務によるものと判断すべきである。

イ Aのうつ病が平成22年2月頃に増悪したか否か、 Aがうつ病により自殺を図り死亡したことの業務起因性について

(ア) Aは、平成21年12月頃から食欲が低下し、下痢が続くようになり、同時期から平成22年2月頃にかけて、カッターシャツの襟元や袖が黒くなり、汗臭くなるなど、身なりにも構わなくなった。

さらに、 Aは、平成21年12月及び平成22年1月に連続して交通事故を起こした上、同年2月には信号無視を行った。

これらの事情に照らせば、 Aのうつ病が平成22年2月頃に増悪していたことは明らかである。

(イ) うつ病の増悪と自殺との関係

うつ病では、その重症度と自殺の危険性にある程度の相関関係が認められているもので、業務による心理的負荷が自殺の危険因子となり、自殺の危険を高める関係にあるといえる。

(ウ) Aの時間外労働時間数

a Aの死亡前3か月間における各日の労働時間について

(a) 平成21年12月6日（日曜日）

同日の週報予定欄には「 L（ b店）」との記載があるところ、 A は、営業活動の傍ら、日曜日を中心として、「 L」等のスーパーマーケットにおける現場清掃業務に従事していたもので、 L における清掃業務は、通常、午後6時から翌朝午前5時まで行われていることに照らせば、 Aは、同日午後6時から同月7日午前5時までの間、 L平塚 b店における現場清掃業務に従事し、その後、岐阜の B本店に戻り、同日午前8時から開催される営業会議に出席したものと考えられる。

なお、 Aが、 Lにおける清掃業務の翌日に営業会議に出席していた記録があること、日曜日と月曜日を含む期間に出張し

ている場合があることに照らせば、Aが、Lにおける清掃業務の翌日午前中には営業業務に従事しなかったなどという事情はない。

(b) 平成21年12月13日（日曜日）

同日の週報予定欄には、「渋谷 Mデモ」、「L本社」、「18:00」との記載があり、また、Aの手帳の同日欄には「渋谷 Mデモ（大理石）7:00～」との記載があることから、Aの同日の始業時間は午前7時、終業時間は午後6時である。

(c) 平成21年12月20日（日曜日）

同日の週報予定欄には「L（平塚 b）」との記載があり、Aの手帳の同日欄にも「L」との記載があることから、Aは、同日午後6時から同月21日午前5時までの間、L平塚b店における現場清掃作業に従事し、その後、岐阜のB本店に戻り、同日午前8時から開催される営業会議に出席したものと考えられる。

(d) 平成22年2月5日（金曜日）

週報の同日欄には「18:00」との記載があるものの、原告手帳の同日欄には「夜中帰宅」、Aの手帳の同日欄には「関越道三芳IC」、「13:00」、「15:00」との記載があることから、週報における「18:00」との記載は、東京での仕事を終えた時間と考えるべきであり、東京から岐阜のB本社までの移動には少なくとも5時間は要するため、終業時間は23時となる。

(e) 平成22年2月▲▲日（月曜日）

Aは、同月▲▲日午前0時30分に、帰宅途中、信号無視をし、警察の取締りを受けたものであるから、終業時間は24時頃と考えるべきである。

(f) 平成22年2月21日（日曜日）

同日の週報予定欄には「V大口（現場）」との記載があり、N大口店の営業時間は午前9時から午後9時までであるため、店舗の営業時間外となる午後9時から少なくとも6時間は清掃業務に従事したものと推測される。

b 小括

前記aを踏まえると、Aの死亡前3か月間における時間外労働時間は別紙2「原告労働時間集計表」のとおりであり、死亡の3か月前が月102時間58分で、死亡の2か月前が月68時間30分で、死亡の1か月前が月116時間である。

以上によれば、Aの時間外労働時間数は死亡前1か月間及び3か月間において100時間を超えるものであり、年末年始休暇期間を含めても、死亡前3か月間におけるAの平均時間外労働時間数は95時間にも及んでいる。

そうすると、Aは、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、心理的負荷の強度が「強」になる例として挙げられている「発病直前の連続した3か月間に、1月あたりおおむね100時間以上の時間外労働時間を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった。」に該当するほど量的に過重な業務に従事していたものといえる。

さらに、死亡前3か月間をみると、年末年始休暇期間を除き、Aは、週休2日の確保ができない状況にあったもので、Aの労働時間数は、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、心理的負荷の強度が「強」になる例として挙げられている「仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増える（倍以上に増加し、1月当たりおおむね100時間以上となる）などの状況になり、その後の業務に多大な労

力を要した。」にも該当する。

この点、被告は、Aの労働密度が低かった旨主張するが、かかる被告の主張は、B設立当初に限定された状況をAの死亡直前にまで広げており、週報の記載とも矛盾するもので正確性を欠く。

また、取引先の不足は業務負荷の軽減に結びつくものではなく、むしろ、営業活動をより一層活発に行うことが求められることになる事情である。

実際にも、Hは、平成21年年末から平成22年年初頃、Aに対し、「もうしばらく営業の辛さ、きびしさを身をもって感じて下さい。」、「顧客管理一覧表を作っておきました。(中略)空欄全てうめておくように。」、「当面は各エリアの(1)を中心に営業にまわること」、「この資料をふまえて1月からの営業ルートを組み立てて至急にて提出の事」などと記載した伝言メモを渡し、Aに、一層の努力を求めており、この頃、Aが必死に営業活動を行わなければならない状態になっていたことは明らかである。

また、関西方面を担当していたKですら、営業先開拓のために顔を合わせた記憶がはっきりしない相手にも訪問の約束を取りつけようとするなどの営業努力を行っていたことを踏まえると、既存取引先の乏しい関東方面を担当したAは、K以上に積極的な営業活動を行う必要があったものといえるから、Aに自由な時間はなく、被告の主張は失当である。

(エ) Aの業務の質的過重性

a 東京への出張による心理的負荷

平成21年秋頃から、Bにおける営業活動は本格化し、同年10月には、東京に営業事務所兼宿泊所(以下「東京事務所」という。)が開設されたことにより、Aは、平日は東京に出張し、同事務所に

宿泊することとなり、心身の疲労の回復が困難となっていた。実際にも、Aは、原告に対し、「出張ばかりで家に帰れない、仕事がつらい。」等と話していたものであり、長期出張が続き、自宅へ帰れない状況となったことが、Aにとって大きな心理的負荷となっていたことは明らかである。

また、Aは東京周辺の公共交通機関の複雑さにも戸惑いがあり、客先への訪問に負担を感じていた。

加えて、東京への移動手段は主として社用車であり、Aは、片道4時間以上もの長時間運転を余儀なくされていたため、そのこともAにとって大きな心身の負担となっていた。

かかる出来事は、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「配置転換があった」（勤務場所の変更を伴うものを指す。）に該当するところ、その平均的心理的負荷の強度は「中」であるものの、上記各事情に照らせば、その強度を「強」に修正すべき要素がある。

b 売上げが上がらなかったこと、周囲の期待に応えられなかったこと、営業から降格されたことによる心理的負荷

Aは、前記ア(ア) bのとおり、見積書の作成にあたり必要不可欠な価格の仕組みを十分に理解しておらず、顧客とのコミュニケーションも苦手であったことから、十分な売上げを上げることができず、Kとの営業成績の格差は2倍程度にまで広がっていた。

そのような状況下で、Aは、死亡直前、営業の仕事から外れ、清掃現場に戻るといふ降格の通告を受けた。

Aは、B関連会社全体の建て直しのための新規事業において、今後、会社を担うべき立場となることが期待されており、A自身その期待に応えようと努力していたのであるから、ノルマに相当する営業目標を達成することができず、最終的には営業から外されるという

通告を受けたことは、Aにとって強い心理的負荷となった。

c ミス及びそれに対する叱責の心理的負荷

Aは、うつ病を発症した平成21年8月以降も、Gから日常的に、時には大声で叱責されており、それ自体、Aにとって強い心理的負荷となっていたところ、Aは、平成21年10月から同年11月頃、取引先である株式会社O（以下「O」という。）に対する見積額を誤って低く提示したために、Oからクレームを受け、Gから日頃にも増して厳しい叱責を受けた。

上記クレームは、Bとして赤字となるほど影響の大きいものであったところ、前記bのとおり、Aは売上げを上げられないことを気に病んでいた状況下で、ミスが発生させ、Gから強い叱責を受けたもので、このことは、Aにとって強い心理的負荷となった。

(オ) 小括

Aは、平成21年8月頃にうつ病を発症した以降も、複雑な価格設定の仕組みについて習得する機会を得られないまま、Oとのトラブルに関するGからの叱責をはじめとして、日常的な叱責を受けていた。

さらに、Aは、売上目標を達成できず、Kと比べても売上げが低迷していたことも強い心理的負荷となっていた上、東京出張の増加による負担も大きなものであった。

このように、業務内容が質的に過重であったことは、前記(ウ)のような長時間労働にもつながり、Aの業務は量的にも過重なものであった。

その上で、Aには、死亡直前、営業から外されるという降格の話が伝えられたもので、かかる出来事は、Aにとって、これまでに蓄積した心理的負荷に加え、更に強い心理的負荷を与えるものであった。

以上のとおり、Aがうつ病を発症した後、関連して複数の心理的負

荷が生じているところ、これらは A のうつ病を増悪させるに十分な強さをもっているものである。

そうすると、A は、業務における強い心理的負荷により、うつ病を増悪させ、自殺に至ったもので、A のうつ病の増悪及び死亡には業務起因性がある。

#### ウ まとめ

前記ア及びイに照らすと、A は B における業務による負荷により、うつ病を発症したものであり、A のうつ病の発症に業務起因性が認められないとしても、うつ病の発症後の業務による負荷により、うつ病が増悪し、自殺を図り死亡したから、A の死亡は業務に起因するものである。

なお、業務以外の要因に関し、B 関連会社の関係者の供述から A の家庭不和があった旨の主張に対しては、A は、原告に対し、仕事の悩みを打ち明け、原告も、A の予定を自分の手帳に丁寧に書き込んでいたこと、A は二男の出産に立ち会い、お宮参りにも同行していることなどからして、円満な夫婦関係であったのであり、A に、家庭不和等の事情はないから、業務以外に特筆すべき心理的負荷となる出来事はない。

#### (被告の主張)

A が平成 21 年 8 月頃にうつ病を発症したことには業務起因性がない。また、A は、平成 22 年 2 月頃にうつ病を増悪させておらず、仮に、うつ病の増悪があったとしても、この増悪には業務起因性はなく、A がうつ病により自殺を図り死亡したことに業務起因性はない。

ア A が平成 21 年 8 月頃にうつ病を発症したことの業務起因性について

(ア) 初めて営業業務を行うことによる心理的負荷（支援の有無を含む）

a A が、B に移籍したこと自体は、認定基準の別表 1 の具体的な出来事のうち、「配置転換があった」に類似し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、確かに、A は、清掃用品販売に

関する営業経験を有しておらず、 B 移籍後の業務が、 A にとって、過去に経験した業務と異なるものであったことは否定できない。

しかし、他の業務から営業業務に配置転換となることは、世間一般的にもあり得るものであり、 A に限った特別な負担とはいえない。

また、 A は、従前、清掃委託業務に関する営業活動の経験があった上、 B における取扱商品は清掃用品であったことから、その営業活動において、現場清掃業務の経験を活かすことが可能であった。

b A に対する支援の状況をみると、 H は、 A の営業活動に同行しつつ、 A に対し、自分の営業経験を話した上で、顧客に対する営業の過程を踏まえ、成果が上がるまで時間を要することを伝え、見積書の計算方法等についても書面で説明するなどの指導、助言を行っていた。また、岐阜事務所における A の席は、 H の正面であって、近くには、 I の部長である P（以下「 P 」という。）をはじめとする多数の同僚もおり、 A は、 H らにいつでも助言を求めることができる環境にあった。

A は、 B において週に 1 回開催される営業会議に参加し、 B 関連会社で月に 1 回開催される全体勉強会にも出席していたことに照らすと、 A に対する支援体制に不足はなかった。

c さらに、平成 21 年 8 月頃までの B の取引先は少なく、 G も、午前に 1 件、午後に 1 件の会社訪問を指示していたにすぎず、1 日の営業件数は少なかったこと、 A が、飛び込み営業を行っていた具体的な根拠もないことに照らせば、 B に移籍した後の A の業務負荷が著しく増大したともいえない。

そして、 A には移籍に伴う明らかな不利益取扱もなく、他に心理的負荷の強度を変更すべき事情もない。

そうすると、 B 移籍による A の心理的負荷の強度の総合評価



を設定し、その達成を義務付け、達成できない場合に叱責し、あるいはペナルティを課すという意味でのノルマはなかった。

- c そうすると、Aは、新規顧客の開拓を進める必要性が高い関東方面の営業を担当することになり、業績も上がらない状況ではあったものの、ノルマがなく、前記(ア)のとおり、営業件数も多くはなかったことにも照らすと、Aに特段の業績が期待されるような過重な責任があったともいい難く、その他、Aの心理的負荷の強度を変更すべき事情もない。

よって、上記出来事によるAの心理的負荷の総合評価は「中」である。

#### (ウ) 社長らの叱責による心理的負荷

Aは、平成21年4月頃から同年8月下旬頃までの間、上司から見積書の作成や作業速度について指導ないし叱責を受けており、そのことは、認定基準の別表1の具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に該当するところ、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

そして、Gは注意の際、熱が入り、大きな声を出すことはあったものの、Aに対する叱責は、嫌がらせ等の意図に基づいてなされたものではなく、Aも、Gと長年付き合いの中で、Gの性格については熟知していたといえることに照らすと、Aの受けた指導ないし叱責は、清掃用品販売の営業における業務上の指導の範疇であり、周囲から客観的に認識され得るような上司との対立が生じたともいえないから、心理的負荷の強度を変更すべき事情は存在せず、上記出来事によるAの心理的負荷の総合評価は「弱」である。

#### (エ) 小括

平成21年8月下旬頃までの心理的負荷について、前記(ア)ないし(ウ)

に照らせば、Aが業績不振の会社の建て直しの担当になったことによる心理的負荷、初めて営業活動を行うようになったことによる心理的負荷及びGらによる叱責による心理的負荷という各具体的出来事を個別にみても、また、これらに関連づけてみても、心理的負荷の全体評価としては「中」とどまると評価されるべきであり、Aのうつ病の発症と業務との間に相当因果関係はない。

イ Aのうつ病が平成22年2月頃に増悪したか否か、Aがうつ病により自殺を図り死亡したことの業務起因性について

(ア) B関連会社の関係者は、平成22年2月頃、Aの食欲低下及び睡眠不振に気づいておらず、Aは、この頃、無断欠勤及び無断遅刻を行っておらず、従前どおりの勤務を続けていたことに照らすと、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32.1中等型うつ病エピソード」に該当する症状の出現が増加した事実はない。

岐阜労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）部会長であるQ医師の意見書（以下「Q意見書」という。）は、平成22年2月にかけてのAの状態は、平成21年8月下旬頃に発症したうつ病エピソードが顕在化したものと考えられ、特に症状が増悪して善後策を考えなければならない程の病状であったとは考えにくいとしている。

以上によれば、平成22年2月頃、Aのうつ病は増悪していない。

(イ) うつ病の増悪と自殺との関係

うつ病が増悪したことにより死亡の危険性が高まることを明確に指摘した文献はなく、精神医学的に、うつ病の増悪と自殺との危険性の増大に明確な因果関係は認められていない。したがって、うつ病が増悪したことにより死亡するという機序自体が認められない。

(ウ) Aの時間外労働時間数

a Aの死亡前3か月間における各日の労働時間について

(a) 平成21年12月6日(日曜日)

同日の週報実績欄は空欄である上、同月7日の週報予定欄には「会議 8:00」、同日の週報実績欄には「会議:商品価格について」、「営業戦略会議:イノベーション、オートビス、ウォータープッシュ」との記載があることに照らせば、Aは、同日午前8時頃から岐阜のB本社での営業会議に出席しているところ、同日午前5時にL平塚b店で清掃業務を終えた後、同日午前8時からの営業会議に出席することは、移動時間を考えると不可能であるし、Hが、Lの清掃作業後は基本的に営業会議には出席せず、週報予定欄に記載があっても、その後の調整により清掃作業を行わない場合がある旨供述していることからすると、Aは、同月6日に、Lでの深夜清掃業務に従事しなかった。

(b) 平成21年12月13日(日曜日)

同日の週報実績欄は空欄である上、同月12日の週報実績欄には「R:全く手の入れられていない大理石の除去・光沢復元を行った。」、「オートビス スペーサー作成」との記載がされていることに照らせば、Aは、同日、R本社で業務を行い、東京へ移動しなかったとみるのが相当である。また、同月14日の週報予定欄には「Sデモ、(T新浦安店)21:00」と記載され、実績欄に「ツイスターのデモを行う」などの記載がみられること、Aの手帳の同日欄には「14:00~15:00出発」との記載がみられること、月曜日は、B本社で営業会議が開催されていることなどから、Aは、同月14日、営業会議終了後東京へ移動したと考えるのが相当であり、同月13日には東京に出張しておらず、休日であった。

(c) 平成21年12月20日（日曜日）

同日の週報実績欄は空欄であるところ、Aが、同日 L 平塚 b店において深夜清掃業務を行ったとすると、翌朝の営業会議に出席することは不可能であること、原告の手帳の同月20日欄には、「東京出張」と書かれた文字が消され、「休」と記載されていることなどから、同日は休日であった。

(d) 平成22年2月5日（金曜日）

同日の週報予定欄には「 U所沢 スピンデモ」, 「18:00」との記載があり、Aの手帳の同日欄にも「 U13:00→15:00」との記載があるところ、出張の往復時間は通勤時間と同様、使用者による別段の指示がなければ労働時間と評価されるべきではないから、岐阜への移動時間は労働時間とはいえず、終業時間は午後6時と考えるべきである。

(e) 平成22年2月▲▲日（月曜日）

同日の週報予定欄には「会議8:00 10:00」, 「22:00」と記載されているから、Aは、同日午後10時まで勤務していたことがわれ、Aは、仕事後も自宅に帰りたがらない様子であったことに照らせば、原告が主張する信号無視の時間から終業時間を推定することはできず、同日の Aの労働時間は午前8時から午後10時までである。

(f) 平成22年2月21日（日曜日）

同日の週報予定欄には「V大口（現場）」との記載があるが、同日の週報実績欄が空欄であること、Aの手帳の同日欄には「 L 平塚」と記載されており、 N大口店との記載はないこと、毎週月曜日午前8時から営業会議が開催されており、Aの交通費・電話代精算書に同月22日の高速代が計上されていること、原告の

手帳の同日欄に「会議」、「昼過ぎ出張」との記載があることに照らせば、Aは同月22日の昼過ぎに、社用車で岐阜から東京に向かったものであり、週報は、週末に翌週の予定欄を記入し、先週の実績欄を記入するものであることも踏まえると、Aは、同月21日にN大口店での業務を行っていない。

(g) 平成22年2月28日（日曜日）

原告は、Aが同日午前8時30分に自宅を出た旨供述しており、自宅から本社までの所要時間として46分程度と主張していることに照らすと、Aが同日業務を開始したのは午前9時30分である。

b 小括

前記aを踏まえると、Aの死亡前3か月間における時間外労働時間は別紙3「被告労働時間集計表」のとおりであり、死亡の3か月前が月73時間で、死亡の2か月前が月68時間30分で、死亡の1か月前が月103時間30分である。

もともと、関東方面における営業活動は手持ち時間が多く、Aの労働の質は必ずしも高くなかった。また、B本社における事務作業についても、元来、Aがデスクワークを苦手としていたこと、Aは、業務を終えた後、自宅に帰りたがらず会社にとどまっていた日も多かったことに加え、平成21年8月頃に発症したうつ病の影響により、通常短時間で終える業務についても時間を費やしていたと考えられることに照らせば、B本社における事務作業がAにとって大きな負担となっていたともいえない。

以上によれば、Aの死亡前3か月間の時間外労働時間数は、認定基準の別表1の「特別な出来事」とされる「極度の長時間労働」（発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の時間外労働を行った場合）に当たらない

ことは明らかである。

(エ) Aの業務の質的過重性

a 東京への出張による心理的負荷

平成21年10月以降、Aの東京出張回数は増加したものの、平成22年3月までは、営業活動の立ち上げ時期であり、客先も少なかったこと、Aは東京への出張を苦にしていなかったこと、東京事務所は、一般の一戸建てと同様の間取りであり、自宅における休息と大差がなかったことに照らすと、東京出張自体の心理的負荷は過重であったとはいえない。

b 売上げが上がらなかったこと、周囲の期待に応えられなかったこと、営業から降格されたことによる心理的負荷

成績不振については、認定基準の別表1の具体的出来事のうち、「ノルマが達成できなかった」に準じて考えられるものの、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」とどまる。

実際にも、Bにはノルマもなく、上司からは、営業の成果が上がりにくい点に対する理解もあったことに照らすと、Aの売上げが上がらなかったことについての心理的負荷が大きなものであったとはいえない。

また、Hが平成21年年末から平成22年年初頃に作成したと思われる伝言メモについては、営業ルートに関する助言とみられる記載もなされていることに照らせば、上記書面が、Aの営業成績の不振を追及し、ノルマを課すという意図でなされたものではないことも明らかである。

以上によれば、Aの死亡直前に、営業業務から外れるという話が伝わっていたとしても、それは、Aにとって、清掃業務の方が働きやすいという配慮の下でなされた打診であることにも照らすと、A

が上記経過により受けた心理的負荷が直ちに過重なものであったとはいえない。

c ミス及びそれに対する叱責の心理的負荷

Gは、Aが、平成22年1月頃に権限がないにもかかわらず、顧客に原価を下回る価格の提案をするというミスを犯したと述べており、かかる出来事は、認定基準の別表1の具体的出来事のうち、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に当たり得るものと考えられ、その場合には、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」となる。

しかし、上記ミスについて、それがBの経営に影響する重大なものであったことをうかがわせる事情はなく、Aが謝罪以外の事後対応に追われた事実もないこと、Gからの叱責も清掃用品販売の営業業務における業務上の指導の範疇であったことに照らすと、Aの心理的負荷が過重であったとはいえず、その心理的負荷の総合評価は「弱」にすぎない。

(オ) 小括

前記(1)の被告の主張のとおり、精神障害の増悪について業務起因性を認めるためには、認定基準の別表1における「特別な出来事」の存在を要件とすべきであるところ、Aがうつ病を発症した平成21年8月以降に生じた出来事につき、認定基準の別表1の心理的負荷が極度のもの及び極度の長時間労働に該当する「特別な出来事」はない。

また、仮に、うつ病の増悪とそれによる自殺に因果関係を認め、さらに、精神障害を発症した場合に適用される認定基準をそのまま適用したとしても、Aの平成22年2月頃の業務における長時間労働の心理的負荷の強度は「中」であり、その他の事情を踏まえて、全体として総合考慮しても、その心理的負荷の強度は「中」にとどまるから、Aのう

うつ病の増悪に業務起因性はない。

#### ウ まとめ

Aがうつ病を発症する平成21年8月頃以前の6か月間において心理的負荷の強度を「強」と評価できる業務上の出来事は存在しないし、仮に、平成22年2月頃、Aがうつ病を増悪させたとしても、Aがうつ病を発症してから自殺に至るまでの間に、認定基準の別表1の「特別な出来事」に該当する出来事はなく、Aの平成22年2月頃までの業務の心理的負荷の強度は「中」ととどまるから、Aのうつ病の発症、増悪及び自殺による死亡のいずれにも業務起因性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定した事実

前記前提となる事実、争いのない事実に証拠（必要に応じて括弧内に証拠番号等を記載する。）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

##### (1) Aの性格傾向等

Aは、体格が良く、体力もあり、明るく元気で社交的な性格であった。また、仕事に対しても前向きで、Eにおいては、率先して清掃業務を行い、他の従業員をとりまとめるなど、清掃現場のムードメーカー的存在であった。（証人 H・7頁，同 G・2頁，同 K・9，16頁）

##### (2) Aの Eにおける業務等

Aは、Eにおいて、取引先からその仕事ぶりや人柄を評価され、既存の取引先を通じて、新規の取引先から清掃業務を受注することがあった。

（弁論の全趣旨）

Eにおける現場清掃作業は、商業施設が閉店した後に行われるため、深夜時間帯における業務が中心であり、翌朝4時頃まで清掃作業が行われる場合もあった。（証人 K・2，3頁）

##### (3) Aの B移籍の経緯等

ア 平成20年に発生したリーマンショック以降、経費削減のため、店舗の清掃業務を自社で行う企業が増加し、 E及び Iにおける清掃業務の受注が減少した。(証人 H・1頁, 同 G・2頁)

そのため、 Gらは、関連会社全体における業務の重点を、清掃業務を自社で行う企業等に向けた清掃用品の販売業務に移行させることが重要であると考え、輸入清掃用品の販売業務を目的とする Bを設立した。(証人 H・1頁, 同 G・2頁)

イ Aは、 Gから、 Eにおける清掃業務の実績が認められ、将来、関連会社全体の経営を担う立場になることが期待されていたことに加え、その性格も営業向きであると評価されていたことから、 Bへ移籍し、営業業務に従事することとなった。(証人 H・1頁, 同 G・2, 3頁)

ウ Aは、 B移籍当初、 Bにおける営業業務に意欲を示しており、平成21年5月には、東京での展示会の様子を携帯電話で撮影した上、原告に対し、電話で「すごい人だよ」と述べ、撮影した写真を添付した電子メールを送信するなどした。(甲A13・9頁, 証人 H・2頁, 原告本人・1, 2頁)

(4) Aの営業活動に対する支援等

ア Hは、 Aの営業活動に同行するとともに、 Aに対し、自らの営業職としての経験を踏まえ、営業活動においては、取引先とのコミュニケーションを図り、人間関係を形成する必要があることから、成果を上げるためには時間を要する旨説明するなどの指導を行った。(証人 H・6, 7頁, 同 K・5頁)

また、 Hは、 Aに対し、見積書の作成方法について書面で説明したこともあった。(証人 H・38頁)

イ B関連会社においては、月1回、関連会社全体での勉強会が開催され、 Aもこれに出席していた。勉強会においては、 E及び Iの

従業員を含め、15名から30名が出席し、Gらが講師役となり、清掃業務及びBにおいて販売する商品に関する知識のほか、商品の価格設定の仕組み等についての講義が行われた。(証人 G・18頁, 同 K・24頁)

ウ Bにおいては、毎週月曜日に営業会議が開催されており、G、H、P、K及びAがこれに参加していた。(証人 H・19, 20頁)

(5) 平成21年4月から同年9月頃までのAの状況等

ア Aは、平成21年4月から同年5月頃までの間、主に名古屋周辺において、E及びIにおける清掃用品の仕入先業者等に対する営業活動を行った。(証人 G・3, 4頁)

また、Aは、この頃、Iにも在籍し、Eにおける現場清掃業務を兼務していた。(証人 H・2頁, 同 G・3頁, 弁論の全趣旨)

イ 平成21年6月頃、Aは、関東方面の営業担当となり、概ね1週間に2, 3日程度、東京のほか、関西方面及び静岡等に出張するようになった。(甲A1・290～321頁, 証人 H・5頁, 同 G・5頁)

なお、この頃、Kは関西方面の営業担当となった。(証人 H・17頁, 同 K・16頁)

Aは、出張の際には新幹線を利用することもあったが、社用車に営業用資材を載せ、自ら運転して移動することが多かった。(甲A1・357頁, 証人 H・6頁)

ウ 関東周辺において、Bの既存取引先はほとんどなく、Aは、Bが出展した各種展示会に来訪した見学者との間で名刺交換を行い、受け取った名刺を基に訪問の約束を取り付け、会社を訪問するという方法による営業活動を中心として行っていた。(証人 H・2, 4頁, 同 K・5頁)

他方、関西方面における営業先は、 E及び Iの現場清掃業務に関連し、従前取引のあったビルメンテナンス関係の中小企業が主であった。

(証人 H・17頁, 同 K・17頁)

もっとも、 Gら経営陣は、関東方面には大企業が多く、潜在的な需要があると見込んでおり、関東方面における取引先を獲得していくことを重視していた。(証人 H・19頁)

エ 平成21年4月から同年夏頃までの間、 Aが、1日に訪問する企業の数に2社ないし3社程度であり、訪問の約束の時間と次の訪問の約束の時間との間が空くことが多かった。(甲A1・290～321頁, 証人 H・4頁, 同 G・3, 4頁, 同 K・5頁)

ただし、 Aは、 Gから、空き時間には、従前 E及び Iと付き合いのあった清掃用品問屋を訪問し、顔を覚えてもらうよう指示されていた。(甲A1・358頁, 弁論の全趣旨)

Kも、この頃、展示会等で入手した名刺を見て、訪問の約束のないまま、取引先を訪問するなどの営業努力を続けていた。(証人 K・20頁)

オ Bにおける営業目標は、過去の実績、顧客数等に基づき、営業担当者が自分で算出していた。もっとも、 Gや Hが、営業担当者が算出した数値を修正することもあった。(証人 H・37頁, 同 K・7, 8頁)

カ Bにおける営業業務では、顧客に対する営業活動のほか、パソコンを用いて、週報及び営業活動に必要な資料を作成する必要があったところ、 Aは、パソコン操作が苦手であり、上記書類の作成には時間を要した。(甲A1・290～321頁, 証人 K・31頁, 弁論の全趣旨)

キ Bにおける商品の価格には、卸売価格、販売価格、小売価格等の区別があり、取引先の属性及び最終消費者との間に介在する業者数によって、取引先に提示する価格の種類及び掛け率が異なっていたが、 Aは、このような価格設定の仕組みを十分に理解していなかった。(証人 H・21

頁，同 G・7頁，17頁，同 K・20，21頁，弁論の全趣旨)

ク Aは，平成21年6月以降，取引先との訪問の約束の取得を指示されたにもかかわらず，これを行わなかったこと，価格設定に関する理解が不十分であることのほか，書面の作成速度や整理整頓ができていないことなどについて，営業会議等において，Gから日常的に叱責を受けていた。

(証人 H・20，21頁，同 G・16頁，同 K・20，21頁)

Gは，指導に熱が入ると大きな声が出やすい性格であり，Aに対し，掛け率を示した上で，見積額を算出するよう求め，Aがこれに答えられないと「8掛けやぞ。」などと大きな声で叱責することもあった。(証人 G・29頁，同 K・9頁)

ケ 原告は，平成21年6月22日から同年8月8日までの間，妊娠悪阻のために入院した。Aは，原告の見舞いに赴いた際，病室のソファに横たわり，そのまま寝ていることがあった。(原告本人・2頁)

また，Aは，同年8月上旬，原告の病室において，Kの妻に対し，電話で，「営業が辛い。辞めたい。頑張らないといけないけど。清掃業務に戻りたい。」などと話した。(原告本人・3頁)

コ Aは，平成21年8月下旬，原告に対し，「うつかもしれない。」などと告げた。(原告本人・14頁)

サ Aは，平成21年9月初旬，原告に対し，出勤前に「会社に行きたくない。」と告げ，その後の電話で「仕事がつらい，営業になってからGやHに怒られてばかりで，なぜ怒られているのか分からない。展示会での商品の入れ方もよく分からないし，どうしたらいいか分からない。」などと話した。(原告本人・4頁)

(6) 平成21年10月以降の Aの状況等

ア Iは，平成21年9月24日，同年10月1日から2年間の契約で東京都大田区に3階建ての一軒家を賃借し，Bは，同所に東京事務所

を開設した。 Aも、関東方面への出張時に同所に宿泊した。(乙12, 13, 弁論の全趣旨)

イ 関東地区における営業事務所兼宿泊所として東京事務所が開設された頃から、 Aの出張回数は増加し、 Aは、月曜日の営業会議後、東京に出発し、平日は、関東方面における営業活動に従事することが多くなった。特に、平成22年2月になると、 Aは、毎週出張し、平日の大半を関東方面における営業活動に費やしていた。(甲A1・290～321頁, 弁論の全趣旨)

また、 Aは、 Bにおける営業活動の一環として、日曜日を中心として、関東地方に店舗を展開する「 L」等のスーパーマーケットにおける清掃作業にも従事していた。(甲A15の2, 証人 H・13～17頁, 同 G・6頁)

ウ Aは、平成21年10月以降、売上予算書および売上実績を記載した表を作成するようになった。(甲A1・277～281頁)

エ Aは、 Bにおいて、十分な売上げを上げることができず、 Aの営業成績は Kよりも相当低い状態が続いていた。(証人 H・27頁, 同 G・24頁, 同 K・26頁)

オ Hは、平成21年12月末から平成22年1月初頭にかけて、 Aに対し、「顧客管理一覧表を作っておきました。私のPCのデスクトップのアイコン右端にデータがあるので空欄全てうめておくように。当面は各エリアの(1)を中心に営業にまわる事。この資料をふまえて1月からの営業ルートを組み立てて至急にて提出の事」と記載したメモを渡した。(甲A1・35頁, 証人 H・25頁)

顧客管理一覧表は、「取引先名」欄に取引先の各支店名が記載されており、「担当者」、「住所」、「TEL」及び「備考」欄がそれぞれ空欄となっているものであった。(甲A1・37頁)

カ Aは、平成22年1月頃、 Oに対し、見積額として、誤って低い価格を提示したために、 Oから「いったい自社への卸売価格はいくらなのか。」などと苦情を受けた。(甲A1・360, 377頁)

Gは、 Aに対し、上記トラブルに関して、卸価格、販売価格などと記載したホワイトボードを示しながら、「 Oがどの位置にあるのか分かるか。」、「卸価格の意味が分かるか。」などと大きな声で叱責をした。(証人 K・21, 22頁)

Aは、同年2月28日頃、「この度、 V社長に大変ご迷惑をおかけいたしました。深く、お詫び申し上げます。ビルメンの価格表と、 Wさんの価格表をお送りいたします。」などと記載した O宛てのファックス文書を作成した。(甲A1・93頁)

キ Aは、平成21年12月▲▲日、社用車を運転して、営業先から岐阜所在の B事務所に戻る途中に、自損事故を起こした。(甲A1・363, 380頁)

Aは、平成22年1月▲▲日、自家用車を運転中、人身事故を起こした。(甲A1・151～164頁)

ク Aは、平成21年12月頃から平成22年1月頃にかけて、汗臭く、カッターシャツの襟元や袖口が黒く汚れた状態となり、 Gや Hから注意されることがあった。(証人 H・39頁, 同 G・31頁)

また、 Aは、それまで薄毛を気にして、髪に黒いスプレーを塗布していたところ、この頃からスプレーを使用しなくなった。(原告本人・6頁)

ケ Aは、平成22年2月頃、 Hから、 Bにおける営業業務を離れ、B関連会社の現場清掃業務に戻ることを打診された。(甲A1・362頁, 甲A16・4頁, 証人 H・29頁, 同 K・28, 29頁)

(7) Aの死亡

ア Aは、平成22年2月27日午前5時頃、東京での現場清掃業務を終

えた後、社用車を運転して岐阜の自宅に戻り、そのまま二男のお宮参りに向かった。（甲A14・3頁，原告本人・7頁）

イ Aは，同月28日，自宅を出て B事務所に出勤し，午後3時まで業務に従事したものの，自宅には戻らなかった。（甲A1・320頁，原告本人・17頁）

ウ Aは，同年3月▲日，岐阜県本巣市 cにおいて，停車中の自家用車内で豆炭を燃焼させ，自殺を図り，一酸化炭素中毒により死亡した。（甲A1・211頁）

(8) Aの時間外労働時間数

Aの死亡前3か月間における時間外労働時間数は別紙4「労働時間集計表」のとおりであり，死亡の3か月前が月83時間で，死亡の2か月前が月68時間30分で，死亡の1か月前が月108時間30分である。

(9) Aの死亡に関する医学的見解等

ア 専門部会の意見の概要（甲A1・250～254頁）

(ア) Aの精神障害発症の有無及び発症時期

原告は， Aについて，平成21年8月頃から，元気が無く無表情になった，話し方が暗くなった，朝，ため息ばかりついていた，食べる量が減った，下痢や便秘を繰り返すようになったといった変化に気づくようになり，さらに，原告は， Aが，同月下旬頃から，「会社に行きたくない」，「夜眠れない」，「仕事に自信がない」，「うつかもしれない」と原告にこぼし，同年12月頃からは，容姿や服装に関心が向かなくなると述べている。

以上の経過からすると， Aに発現した精神症状はICD-10診断ガイドラインに照らし「F32うつ病エピソード」と判断することができ，その発症の時期は，食欲減退，不眠，自信喪失及び抑うつ気分等精神障害をうかがわせる症状を訴えるようになった平成21年8月下旬頃

と考えるのが妥当である。

(イ) 業務要因の検討

職場における心理的負荷となる出来事については、Eの業績が悪化する一方で、清掃機器を購入し自社で清掃を行う企業が増加してきたことから、こうした清掃用品の需要に応えるため、AがBへ移籍したという経緯について、仕事の失敗、過重な責任等の発生等として、「新規事業の担当になった、会社建て直しの担当になった」に類推することができる。GやHは、Aにノルマはなく、最初から営業成績を上げることは期待していなかった旨述べていることから、Aに特段の業績が期待されるような過重な責任があったとは考えられず、この出来事による心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断される。

次に、Aが、Bへ移籍したことそのものについては、身分の変化として「出向した」に類推することができる。Eからの左遷、降格との位置づけではなく、むしろEの主力として業務を行っていた実績を買われ抜擢されたもので、給与も移籍前と同程度の基準で支払われており、その他移籍に伴う明らかな不利益扱いは見当たらないことから、この出来事による心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断できる。

さらに、Aが、移籍によりこれまで経験することがなかった営業を担当することになり、関東地区の営業を一手に任され頻りに東京へ出張するようになったことは、仕事の量・質の変化として「勤務形態に変化があった」に類推され、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」であるところ、Kによれば、Aは出張を苦にしておらず、出張そのものが心理的負荷になったとは考えられない。また、営業成績について特にノルマは課せられておらず、営業会議や勉強会において必要な指示や支援がなされていたことがうかがわれる上、営業では手待ち時間があり、勤務が夜間に及ぶことがあったにせよ、心理的負荷となるような長時間労

働は認められず，心理的負荷の強度を修正する理由は見当たらない。

そして，これら一連の出来事に伴う変化等を検討すると，Bへの移籍に伴い労働時間が著しく増加し，恒常的な長時間労働が継続していた状況も認められず，また，移籍後の業務が著しく困難で，支援・協力が得られない状況も認められないことから，一連の出来事に伴う変化等が「特に過重であった」とは認められない。したがって，心理的負荷の総合強度は「中」と判断される。

他方，業務以外の心理的負荷となる出来事は特に見当たらず，個体側要因についても特筆すべきものは認められない。

以上より，業務による心理的負荷は「中」であり，精神障害を発症させる恐れのある程度の心理的負荷があったとは認められない。

#### イ Q意見書の概要（乙21）

##### （ア） Aの発症時期

原告らの申述するAの精神・身体症状について，ICD-10の診断ガイドラインに照らし合わせると，F32うつ病エピソードに該当し，症状の発現時期から勘案すると平成21年8月下旬頃の発症であると判断できる。

##### （イ） 発症後について

発症後のAの様子について，原告は，平成21年9月から10月頃にかけて，不眠や，憂うつ感，仕事への意欲の減退等を訴えていた，同年12月頃になると容姿に関心が向かなくなった，同年12月及び平成22年1月▲▲日に交通事故を起こし，同年2月▲▲日に交通違反で捕まった旨を述べ，原告の実父は，Aが交通事故を起こした頃，元気や覇気が無くいつも疲れている様子であった旨述べており，Gは，平成21年9月か10月頃，一般定価と問屋価格の違いを理解しておらず説明した，平成22年1月ごろ，誤った価格の出し方をして注意したが，

無表情のまま何を考えているのか分からない雰囲気だった，平成22年の正月明け，カッターシャツの襟元や袖が黒く，体も汗臭かった旨を述べ，Hは，平成21年10月から同年11月頃，見積もりの遅さから対応が悪いと叱られており，落ち込んでいた旨述べている。

関係者の上記各供述に照らすと，平成21年8月下旬発症後もAは抑うつ状態が継続しており，同年9月から同年11月にかけては，Aに抑うつ感及び判断力の低下があったことが示されている。

そうすると，平成21年12月から平成22年2月にかけての状態は，既に平成21年8月下旬頃に発症して持続していたうつ病エピソードが単に顕在化したものと考えられる。

なお，この時期に，家族や同僚，上司がAに精神科や心療内科への受診を勧めているという事実も認められないので，特に症状が増悪して善後策を考えなければならないほどの症状であったとは考えにくい。

#### (ウ) 発症後の悪化について

平成21年12月以降のAの様子を発症後の症状増悪とすると，認定基準上，①心理的負荷が極度のもの（生死にかかわるような業務上の病気やけがなど）又は，②極度の長時間労働（一か月に160時間を超える時間外労働）という「特別な出来事」に該当するかどうかの判断が必要になるところ，同月以降の出来事は，いずれにも該当せず，業務に起因する症状増悪があったとはいえない。

特に，時間外労働時間については，営業という業務の性格上，移動時間や待ち時間が多くなるが，現場の就業時間という観点からは，訪問会社数が多くないこともあり，実労働時間としては短く，160時間を超える長時間労働に該当するとは到底考えられない。

#### (エ) うつ病に関する臨床的知見

うつ病発症後には抑うつ気分等が増悪，軽減しながら推移することが

多く、それに加え、悲愴感等の精神症状や、食欲不振等の身体症状が出現するところ、これらの症状の自然治癒を希求すると、感受性が高まり神経過敏となるため、病状を遷延化させることが多くなり、増悪したり、不安定化することも珍しくない。

また、うつ病による自死については、前触れ無く突然に死に至ることは数少なく、死を示唆するような何らかの言動が存在することに気づくことが多い。自死は、臨床的には抑うつの極期や増悪期に生じることは少なく、抑うつが軽快してきた頃に起きやすいと言われている。

## 2 事実認定の補足説明

### (1) 前記1(6)カについて

この点については、主に証人 Kの証言並びに労働基準監督署におけるG及び Kの陳述書(甲A1・354, 370頁)により認定したものであるところ、 K証言は、 Aが Oに誤って安い見積価格を提示したことにより、 Gから厳しく叱責されたという点で、労働基準監督署における事情聴取時から一貫しており、また、その叱責内容に関する供述も具体的であって、信用できるものである。

また、労働基準監督署における Gの陳述は、上記のとおり信用できるK証言と相互に符合している上、 Oとのトラブルの時期が平成22年1月頃であるとする点も、 Aが、同年2月28日付けの Oへの謝罪文を作成しているという客観的事実とも整合する。

これに対し、 Hは、 Oとのトラブルがあったこと自体は認めるものの、その発生時期につき、平成21年10月から同年11月頃であるとし、その内容についても Aが、 Oに誤って高い見積価格を提示した旨供述しており、上記のとおり信用できる K証言及び Gの陳述書の内容と矛盾している上、 Hは、 Gからの叱責に関し、「ちょっとそこまでは。」などと供述を避けようとする態度が認められる。また、 Gは、 Oとのト

ラブルについてよく覚えていない旨曖昧な供述に終始している上、Aが顧客に対し、価格表を下回る価格を提示したことはあるが、そのことでAに注意をしたことはない旨述べ、その供述内容は、労働基準監督署における聴取時から変遷している。

そうすると、Oとのトラブル及びGの叱責に関するH及びGの証言はいずれも採用することができない。

(2) 前記1(6)ケについて

この点につき、Hは、証人尋問において、Aに対し、平成22年2月頃、清掃業務に戻ることに付いて伝えたと思う旨供述した後、話した記憶が薄いとも供述するが、Gは、証人尋問において、H専務からAに対して営業から外れて清掃現場作業に戻るように話したことがある旨供述し、労働基準監督署における事情聴取の際には、Aに対し、清掃業務に戻ることを打診した旨述べ（甲A1・362頁）、Kは、証人尋問において、Hから、Aが死亡する前に、Aを清掃業務に戻す旨の話を聞いたことを、当時の心情を交えつつ明確に供述しており、上記各供述内容等に照らすと、Aは、平成22年2月頃、Bの経営陣から、Bでの営業業務を離れて、B関連会社の現場清掃業務に戻ることを打診されたことが認められる。

(3) 前記1(8)について

平成21年12月1日から平成22年2月28日までの間のAの労働時間については、原被告間で争いがあることから、以下、この点について検討する。

ア Aの労働時間の算定資料等

Bにおいて、Aら営業社員の労務管理は、週報に基づいてなされていたところ、Aは週報の提出が遅れ、Gから催促を受けることがあり、平成21年10月19日から同月25日分、同年11月2日から同月

8日分、同年12月21日から同月27日分の週報については提出されていない。(甲A1・290～321頁, 証人 H・5頁, 同 G・11, 13頁)

また、Aは、交通費等を支出した場合、交通費・電話代精算書に支出日、金額及び用途等を記載し、Bに提出していた。(甲A1・268～276頁)

他方、Aは、予定の一部を、自分の手帳に記載しており(甲A1・95～147頁)、原告も、妊娠悪阻で入院していた期間を除き、Aから仕事の予定を聞きとり、これを自分の手帳に記載していた。(甲A13, A14, 原告本人・5頁)

上記算定資料のうち、週報は業務上作成されたもので、Aが、週報実績欄に記載のある業務に従事したという点においては信用できるものといえる。

もっとも、Aの週報実績欄には空欄又は予定欄に記載された業務(特に毎週月曜日に開催される営業会議)の一部のみが記載されている日も多数あるところ、Aは、前記1(5)カのとおりパソコン操作が苦手であり、前記のとおり、Gからの催促にもかかわらず、週報が提出されていない週もあることにも照らすと、Aが週報を詳密ないし正確に作成していたとはいえ、Aは、特筆すべき出来事が存在しない場合には、実績欄の記載を省略していたと考えるのが自然であるから、週報の実績欄に記載がない日であっても、Aが予定欄に記載されたとおりの業務に従事していた場合もあると考えるべきである。

特に、L等における現場清掃作業について、週報上、実績欄に記載のある日は平成21年10月4日(予定欄「L荏田店」、実績欄「休み」)及び同年11月22日(予定欄空欄、実績欄「L(荏田)」)のみであるところ、上記両日以外の全ての日において、元々予定

されていた現場清掃業務のシフトが変更され、休日となったものとは到底考えられないから、Aは、Lにおける現場清掃作業については、特に変更があった場合を除き、実績欄に記載していなかったものといえる。

次に、交通費・電話代精算書については、週報と同様、業務上作成されたもので、交通費の支出日及びその用途等に関する記載は信用できるものといえる。

他方、Aの手帳については、Aが自分の予定及び業務結果を日々記載したものであり、一定の信用性が認められる。また、原告の手帳については、原告自身の経験を記載したものではないことに加え、Aの出張の出発日及び帰宅日の記載について、一部、交通費・電話代精算書における交通費の支出日との間に齟齬が認められるなど、その記載の正確性については一定の限界があるといわざるを得ないものの、原告は、手帳に既に記載した予定が変更になった場合には、従前の記載を訂正し、新たな予定を記載し直していることに照らすと（甲A13, A14, 原告本人・5頁）、その記載内容にも一応の信用性が認められる。

そうすると、Aの労働時間を認定するにあたっては、週報上、実績欄に記載がない場合については、その前後の日における週報実績欄及び交通費・電話代精算書の記載並びにA及び原告の手帳の記載に照らし、Aが、当該業務に従事することが不可能である場合又は、Aが、当該業務に従事しなかったことが明確である場合を除き、Aは週報予定欄に記載したとおりの業務に従事したと考えるべきである。

以下、これを踏まえて、原被告間に争いのあるAの労働時間について検討する。

#### イ 争いのある労働時間

(ア) 平成21年12月6日（日曜日）について

同日の週報予定欄には「L（b店）」と記載されており（甲A

1・309頁), 原告は, かかる記載から, 同月6日, Aが L平塚 b店における清掃業務に従事した旨主張する。しかし, Aの手帳の同日欄は空白となっている(甲A1・98頁)反面, 同月7日の週報の実績欄には「会議:商品価格について」との記載があり(甲A1・310頁), Aが同日, 岐阜の B本社において午前8時から開催される営業会議に出席していたことが認められるところ, L平塚 b店の所在地は神奈川県平塚市であって(甲A15の2), Aが, 午前5時に同店での清掃作業を終えた後, 社用車を運転し, 午前8時までに岐阜に戻ったとは考え難いから, 同月6日, Aが L平塚 b店における現場清掃業務に従事していたとは認められない。

(イ) 平成21年12月13日(日曜日)について

同日の週報予定欄には「渋谷 M デモ」, 「 L 本社」, 「18:00」との記載があり(甲A1・310頁), Aの手帳の同日欄にも, 「渋谷 Mデモ(大理石)7:00~9:00」, 「 L本社2F」と記載されている。(甲A1・99頁)

被告は, 同月12日及び同月14日の週報の記載及び, 同月14日のAの手帳の記載などから, Aは, 同月12日に Rにて営業活動を行い, 東京へは移動せず, 同月14日の営業会議に出席した後, 東京へ出発したと考えるのが相当であり, 同月13日は休みであった旨主張する。

しかし, Aが, 同月12日に Rでの業務を終えた後, 東京へ向かい, 同月13日に週報予定欄記載のとおり業務に従事した後, 岐阜へ戻り, 同月14日の営業会議に出席してから再び東京出張に赴くことが不可能とはいえないところ, 上記認定は, 原告の手帳上, 同月12日欄に東京出張との記載があり, そこから同月13日欄まで矢印が引かれ, 同月14日欄に再び東京出張との記載があり, そこから同月19

日欄まで矢印が引かれていること（甲A13・16頁）とも整合するものである。

そうすると、Aは、同月13日午前7時から午後6時までの間、東京において、週報予定欄記載のとおり、業務に従事したものと認められる。

(ウ) 平成21年12月20日（日曜日）について

同日の週報予定欄に「L（平塚 b）」との記載がある（甲A1・311頁）ことから、原告は、同日、AがLにおける現場清掃業務に従事した旨主張する。

しかし、原告の手帳の同日欄において、東京出張との文字が二重線で消され、その右上に「休」との記載がなされていること（甲13）に照らすと、Aは、同日、L平塚 b店において現場清掃作業に従事する予定であったものの、シフトが変更され、休日となったものと認められる。

したがって、同日、AがL平塚 b店における清掃業務に従事したとは認められない。

(エ) 平成22年2月5日（金曜日）について

同日の週報予定欄には「U所沢 スピンドモ」、  
「18:00」との記載がある（甲A1・317頁）ところ、原告は、B岐阜事務所への移動時間を考慮すると、終業時間は午後11時である旨主張する。

しかしながら、出張における移動時間については、業務提供の前提行為ではあるものの、通常、その時間の過ごし方については出張者の自由に委ねられているものであって、業務の提供そのものとはいえないところ、本件において、出張のための移動時間中に、Aが何らかの業務に従事することを指示されていたと認めるに足りる証拠はない。したがっ

て、Aの出張時の移動時間については、業務の過重性の具体的評価にあたって検討を要する負荷要因の一つではあるにしても、それが直ちに労働時間に当たると解することはできない。

そうすると、同日のAの労働時間は午前9時から午後6時とするのが相当である。

(オ) 平成22年2月▲▲日（月曜日）について

同日の週報予定欄には「会議8：00 10：00」、右下に「22：00」との記載があり（甲A1・319頁）、右下の時刻の記載は、その体裁に照らし、業務終了時間を記載してあるものと考えるのが自然であるから、Aは同日午前8時から午後10時まで業務に従事したものと認められる。

原告は、Aが、同月▲▲日午前0時30分頃、帰宅途中に信号無視をしたため、警察による取締りを受けたことから、Aは、同日午前0時まで業務に従事していた旨主張する。

しかし、Aが信号無視をした具体的な日時場所を明らかにする証拠がないことに加え、仮にAがこの時刻に通勤経路において信号無視による取締りを受けていたとしても、直ちに、Aがその直前まで業務に従事していたことになるものではないから、同月▲▲日の終業時間に関する原告の上記主張は採用できない。

(カ) 平成22年2月21日（日曜日）について

同日の週報予定欄には「V大口（現場）」と記載され、実績欄は空欄となっている（甲A1・319頁）。また、Aの手帳の同日欄には「L平塚」との記載がある（甲A1・139頁）。

被告は、同月22日の交通費・電話代精算書の記載及び同日の原告の手帳の記載に照らし、Aは、同月21日の現場清掃作業には従事せず、同日昼過ぎに社用車で岐阜から東京に向かった旨主張する。

しかし、Aが同月21日深夜、N大口店における現場清掃作業に従事した後、同月22日の営業会議に出席し、昼過ぎに東京へ向かったとしても何ら不合理な点はなく、Aの手帳の「L平塚」との記載も、Aがスーパーマーケットにおける現場清掃作業に従事したという点では合致しているものであるから、Aは、N大口店における現場清掃作業に従事したものと認められる。そして、始業時刻については、店舗の閉店時間から清掃作業を開始する（証人 K・2頁）から、N大口店の閉店時間である午後9時（弁論の全趣旨）とし、終業時刻は、上記1(2)認定事実に照らし、やや控え目に翌日午前3時とするのが相当である。

(キ) 平成22年2月28日（日曜日）について

原告は、同日のAの始業時間を午前9時である旨主張するが、週報の同日欄には始業時間に関する記載はなく（甲A1・320頁）、同日Aが午前8時30分頃に自宅を出発したこと、Aの自宅からB岐阜事務所までは車で約40分程度であること（原告本人・17頁）に照らせば、同日のAの始業時間は午前9時30分であると認めるのが相当である。

### 3 争点に対する判断

(1) 業務起因性に関する法的判断の枠組みについて

ア 労災保険法及び労働基準法に基づく保険給付は、労働者の業務上の疾病等に関して行われる（労災保険法7条1項1号）ところ、労働者が「業務上」の疾病にかかった場合とは、労働者が業務に起因して疾病にかかった場合をいい、そのような場合に当たるというためには、業務と疾病との間に相当因果関係が認められなければならないと解すべきである（最高裁判所昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189頁参照）。

そして、労災保険制度は、使用者が労働者を自己の支配下に置いて労務を提供させるという労働関係の特質を考慮し、業務に内在する各種の危険が現実化して労働者が疾病にかかった場合には、使用者の過失の有無を問わずに労働者の損失を填補する制度であって、いわゆる危険責任の法理に基づくものであることを踏まえると、業務と疾病との間の相当因果関係の有無は、その疾病が当該業務に内在する危険が現実化したものと評価し得るか否かによって決せられるべきである（最高裁判所平成8年1月23日第三小法廷判決・裁判集民事178号83頁、最高裁判所平成8年3月5日第三小法廷判決・裁判集民事178号621頁）。

また、今日の精神医学的・心理学的知見としては、環境由来のストレスと個体側の反応性・脆弱性との関係で精神的破綻が生じるか否かが決まり、ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に、個体側の脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破綻が生じるとする、いわゆる「ストレス－脆弱性」理論が広く受け入れられている（乙2）ところ、上記労災保険制度における危険責任の法理及び「ストレス－脆弱性」理論の趣旨に照らせば、業務の危険性の判断は、当該労働者と同種の平均的労働者、すなわち、何らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で同種の者であって、特段の勤務軽減まで必要とせずに通常業務を遂行することができる者（以下「平均的労働者」という。）を基準とすべきであり、そのような平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷が一般に精神障害を発症させて死亡に至らせる危険性を有し、当該業務による負荷が業務以外の要因に比して相対的に有力な要因となって当該精神障害を発症させて死亡に至せたと認められれば、業務と精神障害発症及び死亡との間に相当因果関係が認められると解するのが相当である。

イ　ところで、認定基準は、近時の精神医学的・心理学的知見を踏まえて作成されており、かつ、前記アの精神障害の業務起因性に関する法的判断の枠組みとも整合するものであるから、判断指針等と同様に、行政処分の違法性に関する裁判所の判断を直接拘束するものでないことは当然ではあるものの、その作成経緯や内容に照らして一定の合理性を有するものと認められる。

したがって、業務起因性の判断においては、基本的には認定基準を参考としつつ、当該労働者に関する精神障害発症及び死亡に至るまでの具体的事情を総合的に斟酌し、必要に応じてこれを修正する手法により、業務と精神障害発症及び死亡との間の相当因果関係を判断するのが相当である。

そこで、以下、このような見地に立って、Aの死亡に業務起因性が認められるか否かを判断する。

(2) Aの業務上の心理的負荷の検討

ア　初めて営業業務を行うことによる心理的負荷（支援の有無を含む）

(ア) 前記第2の1前提事実(2)ア及びウのとおり、Aは、平成21年4月にBに移籍したことに伴い、スーパーマーケット等における清掃業務から、過去に経験のない清掃用品販売の営業業務に従事することとなったところ、かかる出来事は、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

そして、営業活動においては、顧客との間でコミュニケーションを図りつつ商品を販売する必要があるという点で、あらかじめ定められた日時場所において作業を行うという現場清掃業務とは、その業務内容を異にするものであって、Bにおける既存顧客がほとんどなく、Aが、新規顧客の開拓を行わなければならなかったという点を踏まえると、B移籍に伴うAの業務内容の変化は大きなものであったといえる。

この点、被告は、① Aに清掃業務の営業活動の経験があったこと及び② Bにおける取扱商品が清掃用品であることから、Aは、Eにおける清掃業務の経験を活かすことができた旨主張する。

しかし、①については、Aが、自ら顧客との訪問の約束を取りつけて営業活動を行っていたわけではなく、Aの業務を評価した既存取引先からの紹介を受けていたにすぎないこと、②については、取扱商品に馴染みがあり、自己の経験を生かした営業活動を行うことができたとしても、同業他社の営業社員と比較して、顧客との関係を構築するという営業活動自体が特に容易となるとまではいえないことからすると、被告の指摘する各事情は、Aの業務内容が大きく変化したという認定に影響を及ぼすものではない。

(イ) 次に、Aに対する支援の状況についてみると、前記1(4)アないしウのとおり、Aは、Hから営業活動の同行等の指導を受け、月1回の全体勉強会及びBにおける週1回の営業会議に参加していたことに照らすと、Aが、平成21年6月以降関東方面の営業担当となり、常時Hと行動を共にしていたわけではないこと、勉強会は、E及びIの社員も参加しており、その内容も清掃業務や商品知識等、営業活動以外の点もテーマとされていたことを踏まえても、Aは、営業業務を初めて行うことについて、相応の指導、支援を受けていたものといえる。

(ウ) また、B移籍当初のAの業務量についてみると、前記1(5)エのとおり、B設立当初、既存取引先がほとんどなかったことから、Aの営業活動の件数自体は少なく、出張の頻度に照らしても、Aの労働密度はそれほど高いものではなかったといえるところ、前記1(2)のとおり、Bに移籍する以前のEにおける清掃作業は夜を徹して行われることもあったことを踏まえると、Bへの移籍により、Aの

業務量が著しく増加したものと認められない。

そうすると、Aが、Kと同様に、訪問の約束がないまま取引先を訪問するなどの営業活動を行っていた可能性があること、前記1(5)カのとおり、Aは、パソコン操作が苦手であり、週報等書面の作成に時間を要していたことを踏まえても、B移籍当初、Aには時間的余裕があったものといえ、前記1(3)ウのとおり、Aは、平成21年5月頃、展示会の様子を撮影し、原告にメール送信するなど、営業活動に前向きに取り組んでいた様子であったといえることにも照らすと、B移籍に伴い、Aが常時緊張を強いられる状態となつたとまでは認め難い。

(エ) 以上を総合すると、Aは、B移籍に伴い、過去に経験のない営業業務を担当するようになったことにより、仕事内容に大きな変化が生じたものの、上司らから、それなりの支援、指導を受けていたことに加え、B移籍当初のAの業務量及びAの様子に照らすと、Aが常時緊張を強いられる状態にあつたとまではいえないから、上記出来事による心理的負荷の強度を修正すべきであるとまではいえず、その心理的負荷の強度は「中」とどまるものといえる。

イ 業績不振の会社の建て直しという状況下にあつたことによる心理的負荷（ノルマの有無を含む）

(ア) 前記1(3)ア及びイのとおり、Aは、関連会社全体の業績の建て直しのために設立されたBにおける清掃用品販売の営業担当となつたもので、かかる出来事は、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「新規事業の担当になった。会社の建て直しの担当になった。」に該当し、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(イ) そして、Aは、将来B関連会社における経営を担うべき立場となることが期待され、Bに移籍したもので、前記1(5)ウのとおり、Gら経営陣が、関東方面における顧客の獲得を重視していたことに照

らすと、 Aが、平成21年6月頃、関東方面の営業担当となったことは、 Aに対する期待の大きさの表れであったといえ、 Aは、 Bの清掃用品販売事業を最終的に成功に導くという責任を担っていたといえる。

(ウ) もっとも、 Aは、営業職未経験者であった上、 Bにおける清掃用品販売事業自体新たに始められたものであり、従前、関東方面では Bと取引のある企業はほとんどなかったところ、通常、このような状況下で、経営者が、短期的な成果を期待するとは考えられず、前記1(4)アのとおり、 Hは成果を上げるためには時間を要すると説明していたと認められるから、 Aに対し、 B設立当初から売上げを上げることが求められていたとは認め難い。

(エ) なお、原告は、 Bにおいてノルマがあった旨主張するが、前記1(5)オのとおり、 Bにおいて、個人の営業目標はあったものの、その数値は基本的に営業社員自ら算出するものであり、特に、営業目標が達成されなかったことによるペナルティ等があったことをうかがわせる事情も証拠上見当たらないことに照らせば、 Bにおいてノルマがあったとは認められない。

(オ) 以上によれば、 Aは、高い期待の中、経営に重大な影響のある新規事業の担当者として Bに移籍したもので、その期待の大きさに照らせば、 Aの心理的負荷の強度は「中」よりはやや強いものであったといえるものの、 Aに短期的な成果が求められていたとまではいえず、 Bにおいてノルマがなかったことにも照らすと、 B設立当初の時期において、 Aが新規事業を成功させるための具体的な目標と達成責任を課せられていたとは認められないから、 Aの心理的負荷の強度が「強」に至っていたとまでは認められない。

ウ 社長らの叱責による心理的負荷

(ア) 前記1(5)クのとおり、Aは、Bにおける営業活動が本格化した平成21年6月以降、Gから日常的に叱責を受けるようになったところ、かかる出来事は認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(イ) この点、Gによる叱責は時として大声で行われることがあったものの、その叱責内容は、主として価格算出方法や顧客との訪問の約束の取得に関する注意や指導であって、Aへの人格攻撃等いわゆるパワーハラスメントに該当するようなものであったとはいえられないから、Aは、業務指導の範囲内で指導、叱責を受けたに過ぎないものといえ、その心理的負荷の強度を「弱」に修正すべき要素があるといえる。

#### エ 東京への出張による心理的負荷

前記1(6)イのとおり、Aの出張回数は平成21年10月以降増加し、Aの死亡直前である平成22年2月には、Aは平日のほとんどを東京周辺での営業活動に充てるという状態となっていた。

このような出張頻度に照らすと、平成21年10月以降の出張回数の増加は、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「配置転換があった」に類似する出来事であるといえ、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

もっとも、Aは出張がない場合には、原告及び子らの生活する自宅に戻り、B本社における事務作業にも従事していたことに照らすと、Aの勤務場所が完全に変更されたとまではいえない上、出張の増加に伴って、Aの業務内容自体が変化したわけではないから、その心理的負荷の強度を「Ⅱ」から修正すべき要素があるとまでは認められず、Aの心理的負荷の強度は「中」ととどまるものである。

オ 売上げが上がらなかったこと、周囲の期待に応えられなかったこと、営

業から外されることによる心理的負荷

(ア) 前記1(6)ウ及びエのとおり、Aは、平成21年10月以降も売上げの不振が続いていたものの、前記イ(エ)のとおり、Bにおいてノルマがあったとは認められないから、かかる出来事は認定基準の別表1における具体的出来事である「ノルマが達成できなかった」そのものに該当するとはいえない。

もっとも、認定基準においては、事実関係が具体例に合致しない場合であっても、「具体的出来事」ごとに示している「心理的負荷の総合評価の視点」及び「総合評価における共通事項」に基づき、具体例も参考としつつ個々の事案ごとにその心理的負荷を評価すべきとされているところ、Aに対する心理的負荷の強度についても、認定基準の別表1の出来事の類型「②仕事の失敗、過重な責任の発生等」における「心理的負荷の総合評価の視点」及び「総合評価における共通事項」に照らし、売上目標達成についての責任の大きさ及び未達成の場合におけるペナルティの程度等の視点を踏まえて検討するのが相当である。

(イ) この点、前記1(6)ア、ウないしオのとおり、平成21年10月、関東方面における営業活動の拠点として東京事務所が設立され、関東方面における営業活動が活発化したこと、この頃、Aが売上予算表及び売上実績表を作成するようになったこと、同年12月末から平成22年1月初旬にかけて、Aは、Hから、顧客に関するデータを作成し、営業ルートを再構築するよう求められていたことに照らすと、平成21年10月以降、B設立当初とは異なり、Aに対しても、一定の成果が求められるようになっていたとみるのが相当であって、G自身、Aの売上げは期待していたようには上がっていなかったと述べている（証人G・24頁）ことからすると、AがBに移籍して半年以上が経過してもなお、Aの業績不振が続くという事態はGらにとっても

想定していたものとは違っていたものと認められる。

そして、前記イのとおり、Aが高い期待を受けてBに移籍し、経営戦略上重視されていた関東方面の営業を任されていたことを踏まえ、Aが、自分に対する期待及びこれに伴う責任と、現実の営業成績との落差に苦しんでいたことは容易に推察される。

そのような状況下で、Aは、自殺する前月である平成22年2月に、Bの経営陣から、Bでの営業業務を離れ、B関連会社の現場清掃業務に戻ることを打診されたもので、これが営業活動に行き詰まっていたAへの配慮という側面も有していたことを考慮しても、かかる打診により、Gらの期待に応えようと努力していたAが、Gらから営業社員として失格との評価を受けた、もしくはGらが新規事業の成功という自己に期待した役割に見限りを付けて外そうとしていると受け止め、大きな衝撃を受けたことは想像に難しくなく、そのような心理的負荷を受けることは、Aと同種の立場、経験を有する平均的労働者との比較においてもやむを得ないものといえる。

(ウ) 以上のとおり、Aは、平成21年10月以降、売上目標達成について相応の責任を負っていたものといえるところ、Aが、これに応えることができず、最終的に、営業業務から外される旨告げられたことは、目標達成への責任及びペナルティの大きさという考慮要素に照らしても、Aにとって、大きな心理的負荷を生じさせる出来事であったといえるべきであり、その心理的負荷の強度は、「中」よりやや強いものであったといえる。

#### カ ミス及びそれに対する叱責の心理的負荷

前記1(6)カのとおり、Aは、平成22年1月頃、Oに対し、誤って低い見積額を提示したことによりクレームを受け、Gから叱責を受けたところ、上記Oとのトラブルは、認定基準の別表1における具体的

出来事のうち、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当し得るものであるものの、上記トラブルに関し、商機を逸したということ以上に、Bに具体的損害が発生したとの事情は証拠上認められず、Aが、Oへの謝罪文の作成のほか、特段の対応を迫られたこともうかがわれないことにも照らすと、上記トラブル自体による心理的負荷の強度は「弱」であるといえる。

次に、Gからの叱責については、認定基準の別表1における具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に該当するところ、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、被告は、Gの叱責は、業務上の指導の範疇であり、心理的負荷の程度が過重であったとはいえない旨主張するが、Aは、Oとのトラブルに関し、Gから、Kの記憶にも残るほどの詰問を受けたもので、Aは、従前、価格算定方法の理解が不十分であったことについて日常的に叱責を受けていたにもかかわらず、またも価格算定に関するミスをして叱責を受けることとなったという経緯にも照らせば、その叱責の程度は、日常の叱責と比較して、相当に厳しいものであったと認められるから、その心理的負荷の強度を「弱」に修正すべきであるとはいえず、Gの叱責によるAの心理的負荷の強度は「中」に相当するものである。

キ Aの死亡前3か月間における時間外労働時間数

(ア) 前記1(8)のとおり、Aの死亡前3か月間における時間外労働時間数は、死亡の3か月前が月83時間で、死亡の2か月前が月68時間30分で、死亡の1か月前が108時間30分であって、死亡の1か月前におけるAの時間外労働時間数は月100時間を超えている。

そして、死亡の3か月前における時間外労働時間数も月80時間を超えており、死亡の2か月前における時間外労働時間数は一見減少しているが、これは、平成21年12月31日から平成22年1月3日までの

間、年末年始の休暇であったことによるもので、その余の上記期間における A の時間外労働時間数の割合は、概ね月 80 時間程度に相当するものである。

そうすると、死亡前 3 か月間における A の労働時間は、漸次長時間化する傾向にあったものといえ、最終的に、死亡前 1 か月間において、A は、100 時間を超える時間外労働に従事するに至ったもので、A の業務は量的にも相当に過重なものであったといえるから、この間、A には疲労が蓄積し続けていたものと認めるのが相当である。

(イ) この点、被告は、A の労働密度は高いものでなかった旨主張するが、死亡前 3 か月間における A の営業件数は、平成 21 年 10 月に東京事務所が開設される以前と比較して増加していること（甲 A 1・290～321 頁）に加え、A は、社用車を長時間運転して出張のために東京と岐阜の間などの長距離の移動をすることも多く、移動中の疲労の回復も困難であったといえることに照らすと、A の労働密度が特に低いものであったとはいえない。

(3) A の業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討

専門部会の意見においても示されているとおり、A には、うつ病の発症前における、業務以外の心理的負荷の要因やうつ病の発症につながる個体側要因は特に認められない。

なお、被告は、A が自宅に帰りたがらない様子であったなどと家庭不和があった旨主張する。

しかし、G は、A の家庭の状況について、A から原告からの電話が頻繁にかかってくることについて相談された旨供述し（証人 G・10 頁）、K も、A が昼食をブロックチョコや芋けんぴなどで済ませていた旨供述するものの（証人 K・10 頁）、その他、特に、A の家庭に深刻な問題が生じていたことをうかがわせる事情は認められず、かえって、原告が、A

から仕事の予定等を把握し、これを自分の手帳に詳細に記載していたことや、Aと原告の間に平成22年1月▲▲日に二男が誕生した際にはAが出産に立ち会い、その後も二男のお宮参りに一緒に行っていることなどに照らすと、Aが家庭不和等の問題を抱えていたとは認められず、その他、業務以外の心理的負荷の要因は見当たらない。

#### (4) 総合評価

ア Aが平成21年8月頃にうつ病を発症したことの業務起因性について前記(2)アないしウのとおり、Aが平成21年8月頃にうつ病を発症する以前における業務上の心理的負荷としては、認定基準の別表1における心理的負荷の強度が「強」にやや近接する「中」に該当する出来事が1つ、「中」に該当する出来事が1つ、「弱」に該当する出来事が1つあるものの、「強」に該当する出来事があったとは認められない。

もともと、認定基準上、対象疾病の発症に関与する業務による出来事が複数ある場合の心理的負荷の程度は全体的に評価するものとされており、本件についても、上記各出来事を全体的にみて心理的負荷の評価を検討する必要がある。

この点、上記各出来事はAのB移籍に伴い密接に関連して生じているものであるものの、前記のとおり、上記各出来事のうち、Gからの叱責については、不合理な叱責による強い心理的負荷であったとまでは認められず、東京事務所が開設される平成21年10月頃までの間のAの労働密度はそれほど高いものではなかった上、B移籍当初、Aは、Bにおける業務に意欲を示していたことにも照らすと、上記各出来事を全体的にみても、その心理的負荷が「強」に至るものであったとまでは認められない。

そうすると、Aが平成21年8月頃にうつ病を発症したことに、業務起因性があるとは認められない。

もともと、Aは、業務上で相当程度の心理的負荷を受けていたもので、Aのうつ病の発症が業務による心理的負荷が影響していることは明らかであるから、Aのうつ病が業務と全く無関係に発症した私病と同様に扱うことは相当ではなく、この点は、Aのうつ病の増悪に関して検討する際にも考慮すべき事項である。

イ Aのうつ病が平成22年2月頃に増悪したか否か、Aがうつ病により自殺を図り死亡したことの業務起因性について

(ア) うつ病の増悪と自殺に関する業務起因性について

認定基準において、精神障害の悪化について業務上の疾病と取り扱う場合があること自体は認めているが、認定基準では、業務以外の原因や業務による弱い（「強」と評価できない）心理的負荷により発症して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められることをもって直ちにそれが当該悪化の原因であるとまで判断することはできず、原則として、その悪化について業務起因性を認めず、認定基準の別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病と取り扱うものとされている。（乙4）

認定基準の考え方は、一般に、既に精神障害を発症している者は、病的状態に起因する自責的・自罰的思考に陥り、些細な心理的負荷に過大に反応する場合があることから、その症状の悪化が必ずしも大きな心理的負荷によるものであるとは限らず、自然経過により悪化する過程において、たまたま業務による心理的負荷が重畳して生じていることもあり得るといふ医学的知見に照らし、健常者にとっては、精神障害の発症の

危険性を有するとはいえない程度の業務上の出来事があった場合であっても、既に精神障害を発症していた者であれば、精神障害の悪化について業務起因性を認めることは、健常者との比較において不公平であるとの考慮に基づくものと考えられ（甲B38の1・9頁，甲B38の2・45頁，甲B39・3頁），その前提となる医学的知見及び健常者との衡平を図るという観点は合理的なものといえる。

しかし、前記認定基準によれば、健常者であれば、「特別な出来事」以外の）精神障害の発症及びそれによる死亡の危険性が認められるような心理的負荷の強度が「強」と認められる出来事があった場合には、業務起因性が認められることになるのに対し、既に精神障害を発症している者については、発症後、死亡前6か月の間に同様の心理的負荷が生じる出来事があったとしても、既に精神障害を発症しているという一事をもって業務起因性は否定されることになる。しかし、このような判断が精神科医等の専門家の中で広く受け入れられている医学的知見であるとは認められず（甲B38の1・5～9頁），既に精神障害を発症している者に、健常者でさえ精神障害を発症するような心理的負荷の強度が「強」と認められる出来事があった場合であっても、「特別な出来事」がなければ一律に業務起因性を否定するということには合理性がないというべきである。

特に本件をみると、Aが平成21年8月頃にうつ病を発症したことは当事者間に争いのない事実であるが、その当時にB関連会社が、Aがうつ病を発症したことを疑い、うつ病である可能性を前提にAと接していたことはうかがえないところ、Aがうつ病により自殺した後の検討において、うつ病の発症時期が平成21年8月頃であり、前記アのとおり、うつ病を発症する直前6か月間に、業務以外の要因が特になく、また業務による心理的負荷が相応にあったものの、その強度が「強」

とまでいえるような出来事が認められなかったことにより、Aのうつ病の発症の業務起因性が否定されたものであるが、うつ病の発症後死亡前6か月間の業務による心理的負荷の強度を一切検討することなく、自殺の前に業務起因性が認められないうつ病を発症し、その後自殺するまでの間に「特別な出来事」がないということのみをもって、一律に業務起因性を否定することになる基準に基づいてAの業務とAがうつ病により自殺を図り死亡したことの相当因果関係を判断するのは相当でない。

そこで、以下、Aがうつ病を発症した平成21年8月頃から死亡前の平成22年2月頃までの間に生じた出来事を総合考慮して、Aがうつ病を増悪し、これにより自殺を図り死亡したことについて、業務起因性が認められるか否かを判断する。

#### (イ) 判断

前記(2)エないしカのとおり、平成21年10月以降、Aの出張回数及び1日あたりの営業件数は増加しており、それ自体、Aに一定の心理的負荷を与えたものであった上、Bにおける営業活動が活発化したにもかかわらず、Aは、一向に売上げを伸ばすことができず、平成22年1月頃には、これまでも度々注意されてきた価格算出方法に関する業務上の失敗をしたことで、Gから厳しい叱責を受けたことが認められる。これら一連の出来事は、いずれも、Aの業績に対する消極的評価に結びつくものであって、Aが、高い期待を受けてBに移籍したという経緯を踏まえると、Aは、周囲の期待と現実の業績との落差によって、徐々に追いつめられていったことがうかがわれ、Aには、平成21年10月以降、業務上の心理的負荷が蓄積され続けていたものとみるのが相当である。

加えて、上記(2)キのとおり、平成21年12月から平成22年2月に

かけての Aの労働時間は増加傾向にあり、死亡直前の1か月間（平成22年2月）における Aの時間外労働時間数は100時間を超えていることに照らすと、この頃、 Aの業務は量的にも過重なものであったといえる。

そして、この頃の Aの様子についてみると、前記1(6)キ及びクのとおり、 Aは、平成21年12月及び平成22年1月において、自動車事故を短期間に連続して2回発生させている上、身なりにも気をつかわない状態になっていたことに照らすと、 Aには、この頃、食欲不振や仕事への自信の喪失といった従前の症状（前記1(5)ケないしサ）のほか、ICD-10の診断ガイドライン「F32 うつ病エピソード」の診断基準における一般的症状のうち、「思考力や集中力の低下」という新たな症状が発現していたものとみるべきであるから、 Aのうつ病が増悪しているといえることができる。そうすると、 Aのうつ病は、上記のように質的にも量的にも過重な労働に従事する中で、増悪していたものと認められる。

そのような中、 Aは、死亡する前月である平成22年2月頃、 Bの経営陣から、 Bでの営業業務を離れて、 B関連会社の現場清掃業務に戻ることを打診されたもので、その心理的負荷の程度が、平均的な労働者を前提としても、大きいといえることは前記(2)オのとおりであり、上記出来事によって、 Aのうつ病は決定的に増悪したものと認められる。

他方、前記(3)のとおり、 Aは、死亡直前にも二男のお宮参りに予定どおり同行していることなどに照らすと、 Aには、家庭不和等、業務以外の心理的負荷は特に認められず、 Aが、些細な出来事に過剰に反応したこともうかがわれない。

以上のとおり、 Aは、平成21年8月頃に、業務による心理的負荷

に相当程度の影響を受けて、うつ病を発症したが、発症後も、業務による心理的負荷は解消されず、むしろ、東京出張の増加、営業成績の低迷、顧客とのトラブル及びこれに伴う叱責等、うつ病を発症するまでの心理的負荷を超えた、業務による心理的負荷を受け続ける中、同年12月頃から平成22年2月頃にかけては、量的にも過重な労働に従事した上、死亡する前月である同年2月頃に、Bでの営業業務からB関連会社の現場清掃業務に戻されることを打診され、うつ病を決定的に増悪させ、自殺を図り死亡したものとみるのが相当である。そして、Aに生じた上記一連の出来事による心理的負荷は、同種の平均的労働者にとっても、一般に精神障害を発症して死亡に至らせる危険性を有するものであったといえるところ（なお、平成21年8月頃から平成22年2月頃までの間のAの業務による心理的負荷の強度として、前記(2)エないしカのとおり、少なくとも「中」以上に該当する出来事が複数あり、また、前記(2)キのとおり、平成21年12月以降、Aの労働時間は増加傾向にあり、死亡直前の1か月間（平成22年2月）におけるAの時間外労働時間数は100時間を超えていることが認められる。上記各出来事は、認定基準における「具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の後に恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働時間）が認められる場合」に該当するもので、その心理的負荷の強度の総合評価は、認定基準に照らしても「強」となるものである。）、Aには、うつ病の増悪について、業務以外の要因による心理的負荷は特に認められず、Aが業務以外の些細な出来事に過剰に反応したとの事情も認められないことから、Aの業務による心理的負荷とAのうつ病の増悪により自殺を図り死亡したこととの間に相当因果関係を認めるのが相当である（なお、前記認定のとおり、平成21年8月頃にAがうつ病を発症し

たことについては、心理的負荷の強度が「強」とまで評価できないことにより業務起因性を否定しているが、それに近い程度の心理的負荷があったことは認められるのであるから、Aの個体脆弱性が上記業務起因性を否定する程度のものであったとはいえない。)

(ウ) 以上に対し、被告は、平成22年2月頃のAのうつ病は増悪しておらず、Aがうつ病により自殺を図り死亡したことに業務起因性はない旨主張し、被告が提出したQ意見書には、これに沿う記載がある。

前記1(9)イのとおり、Q意見書は、Aが、平成21年9月から同年10月頃にかけて、原告らに対し、不眠や仕事への意欲の減退を訴えていたこと、Aが、同年9月から同年11月にかけて、仕事上のミスをしていたこと、周囲の人間が精神科や心療内科の受診を勧めていないことから、Aは特に症状が増悪して善後策を考えなければならないというほどの病状であったとは考えにくいとしている。

しかし、Aは、うつ病の発症以前から、価格設定の理解不足について度々叱責されており、仕事上のミスは、上記理解不足を原因とするものといえるのであり、うつ病による判断力の低下に影響されたものとは認め難いところ、Q意見書はこの点を看過している。加えて、前記のとおり、Aは平成21年12月から平成22年1月にかけて、短期間に連続して交通事故を起こすなど、日常生活において必要な注意力すら欠如する状態となっていたこと、営業職であるにもかかわらず、周囲から体臭や服装の汚れを注意されていたことに照らすと、不眠、抑うつ感及び仕事への意欲の低下といった従前の症状と比較して、質的に異なる症状が出現していたといえるのであり、この点において、Q意見書には疑問がある上、Q意見書は、精神障害の増悪に対する業務起因性に関し、認定基準の別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があるか否かによって判断しているところ、「特別な出来事」に該当する出来事が

なかったことによって直ちに業務起因性を否定すべきものではないことは前記のとおりである。

したがって、Q意見書は、上記判断を左右しない。

(エ) また、被告は、うつ病が増悪することで自殺の危険性が高まるとの医学的知見はない旨主張し、提出する証拠（乙22）には、うつ病の症状と自殺との関連性について、うつ病を含む精神障害の増悪の結果、自殺に至るとの見解は正しくないとする医学的知見、ICD-10の軽症、中等症、重症うつ病に進むに従って、自殺念慮が生じ、自殺率も高まるとはいえないという臨床結果が存在する旨の記載がある。

しかし、証拠（甲B43、46）によれば、不安、焦燥（優位）型うつ病では、極期こそ自殺の危険が最も高いという医学的知見があり、他の精神障害と比較すると、うつ病では、その重症度と自殺の危険性がある程度の相関が認められるとの臨床結果などもあり、かかる医学的知見及び臨床結果に照らすと、うつ病が増悪したことで自殺の危険性が高まり、自殺に至るという経過も十分にあり得るといえるところ、うつ病の発症後に従事した業務が客観的に過重であった場合には、過重な業務の継続により、うつ病が増悪し、正常な認識、行為選択能力及び抑制力が著しく阻害されるに至った結果、自殺したものとして、業務とうつ病の増悪及び自殺との相当因果関係を認められる場合が存在するといえるのであって、被告の上記主張は採用できない。

#### (5) まとめ

以上のとおり、Aの業務による心理的負荷とAがうつ病を発症した後に自殺を図り死亡に至ったことには相当因果関係が認められるから、Aの自殺による死亡には業務起因性が認められる。

## 第4 結論

以上によれば、原告に対する遺族補償給付及び葬祭料をいずれも支給しない

とした本件各不支給処分は、いずれも違法であり、取り消されるべきである。  
よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 邊 浩 典

裁判官 小 池 将 和

裁判官 木 野 村 瑛 美 子

(別紙1～4につき省略)